

**令和 5 年度  
札幌市自立支援協議会  
年間活動報告書  
<分冊 2 活動整理状況編>**

札幌市自立支援協議会

令和 6 年 6 月

SAPP\_RO

## 目次

1 運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における 課題整理状況（一覧）	1
2 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム	7
3 住まいに関するプロジェクトチーム	23
4 重複障がいに関するプロジェクトチーム/重度身体障がい者 の地域生活に関するプロジェクトチーム	31
5 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクト チーム/精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム	45
6 移動に関するプロジェクトチーム	52
7 その他	61

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における課題整理状況  
(第42回全体回 資料)

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
41(H26)	副		掲載	掲載	主	掲載
5(H24)					主	副
9(H24)					主	副
16(H24)					主	副
19(H25)					主	副
42(H26)					主	副
43(H26)					主	副
18(H24)					主	
22(H25)					主	
26(H25)					主	
48(H26)					主	
61(H26)	副				主	
62(H26)					主	
76(H27)					主	
83(H28)					主	
92(H28)					主	
93(H28)					主	
97(H28)					主	
13(H24)						主
34(H25)						主
56(H26)						主
68(H26)					副	主
74(H27)						主

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における課題整理状況  
(第42回全体回 資料)

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
79 (H28)						主
100 (H29)		掲載				主・副
7 (H24)	掲載		主			掲載
111 (R4)			掲載			掲載
112 (R4)			掲載			掲載
113 (R4)			掲載			掲載
114 (R4)			掲載			掲載
27 (H25)			主			
28 (H25)			主			
44 (H26)			主			
52 (H26)			主			
73 (H27)			主			
8 (H24)						主
33 (H25)						主
45 (H26)						主
47 (H26)						主
49 (H26)						主
53 (H26)						主
101 (H29)						主
1 (H24)	主					掲載
115 (R4)	掲載					掲載
4 (H24)	主					
15 (H24)	主					

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における課題整理状況  
(第42回全体回 資料)

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
60(H26)	主		副			
66(H26)	主					
67(H26)	主/前半					主/後半
82(H28)	主					
11(H24)						主
99(H29)						主
108(R1)						主
3(H24)		主				
6(H24)		主		掲載		掲載
20(H25)		主				
29(H25)		主				
35(H25)		主		掲載		
36(H25)		主				
37(H25)		主				副
38(H25)		主				副
39(H25)		主				副
40(H25)		主				
46(H26)		主				
55(H26)		主				
96(H28)		主				
17(H24)						主・掲載
87(H28)	副					主
88(H28)	副					主

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における課題整理状況  
(第42回全体回 資料)

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
91 (H28)				掲載		主
23 (H25)						主・副
64 (H26)						主
102 (H30)						主
30 (H25)						主・副
103 (H30)						主
104 (H30)						主
105 (H30)						主
106 (H30)						主
107 (H30)						主
51 (H26)						主
63 (H26)						主・副
72 (H27)						主
14 (H24)						主
50 (H26)						主
90 (H28)						主
24 (H25)						主
31 (H25)		掲載				主・副
32 (H25)						主
54 (H26)						主
58 (H26)						主
69 (H26)				掲載		主
71 (H27)		掲載				主

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における課題整理状況  
(第42回全体回 資料)

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
86(H28)						主
89(H28)	副					主・副
119(R5)	掲載					掲載
120(R5)	掲載					掲載
121(R5)	掲載					掲載
122(R5)	掲載					掲載
98(H29)						主
25(H25)						主
77(H27)					副	主
110(R2)						主
70(H27)						主・副
78(H27)						主
80(H28)						主・副
81(H28)						主
84(H28)						主
85(H28)						主
94(H28)						主
95(H28)						主
57(H26)						主
59(H26)						主
65(H26)						主
75(H27)				主		
21(H25)						主

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における課題整理状況  
(第42回全体回 資料)

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
109(R1)						掲載
116(R5)		掲載				掲載
117(R5)						掲載
118(R5)		掲載				掲載
2(H24)						主
10(H24)						主
12(H24)						主

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における  
課題整理状況  
(第42回 全体会 資料)  
2024/6/26

分冊①

【ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム】

\*課題No. 下の（　）内は課題提出年度。

- ・第35回全体会（令和2年12月）にてプロジェクトチームの報告およびプロジェクトチームの終了が承認される。
- ・第36回全体会（令和3年6月）ヘルパーの人材不足や技術向上の課題については、引き続き抽出し検討していくことを運営会議より報告、承認。

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の日中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。</li> <li>平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。</li> <li>運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。 (平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定)</li> </ul> <p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第32回全体会(R1.5月)にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。</li> <li>移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> <li>第35回全体会(令和2年12月)にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。</li> <li>福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出していた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。(No.18と26にも関連の記載あり)</li> <li>運営会議(H30.12)にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。</li> </ul>	主: 移動 副: 支援 技法・障 害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				<p><b>【令和3年度】</b>            ・第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。            ・第37回全体会（令和3年12月）            移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引き継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p><b>【令和4年度】</b>            ・第39回全体会結果（令和5年12月8日）            移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。            ・運営会議結果（令和5年3月16日）            「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見、取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p><b>【令和5年度】</b>            ・第40回全体会結果（令和5年6月21日）  <u>さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。</u>  <u>※令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。</u>  <u>その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></p> <p><u>※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html">https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html</a>  <u>⇒協議会から提言された内容について、一部取り上げられている現状がある。</u></p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24)	重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。（東区7）	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	<p><b>【課題整理済】</b> 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。</p> <p>⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく  <b>⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置</b></p> <p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p>	<p><b>【東区との意見交換結果】</b>          ・重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。          ・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。  <b>【参考】</b>          ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。</p> <p><b>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</b>          ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関するプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議（R2年4月・書面会議）、第34回全体会（R2年5月・書面会議）にて行なった。</p> <p><b>【令和2年度】</b>  <b>・第34回全体会結果（R2.5.15）</b>          重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。          ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。</p> <p><b>・協議会運営会議（R2.6月 書面会議）</b>          運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会（令和2年12月）へ報告書提出。</p> <p><b>・協議会運営会議（R3.3.24 リモート会議）</b>          重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。</p>	主：身体と知的の重複障害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24) つづき				<p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第36回全体会結果（令和3年6月） 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周りで困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げたうえで、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。</li> <li>・第37回全体会結果（令和3年12月） 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続出来そうなことは継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</li> </ul> <p><b>※令和4年度以降の「重度障がいの方に係る課題」については、No. 111へ記載。</b></p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4)	<p>・Aさん 重度訪問介護の支給量の問題。 2020年10月非定型の申請 元々720時間/月→775時間/月を希望した。 2021年5月31日に札幌市から結果の内示があり、720時間/月→690時間/月以下(元々の支給量から約30時間減少) Aさんは、両手両足が全く自分の意思で動かすことができない思い障がいを持っており、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても775時間/月が必要と判断し「個別状況調査票・週刊介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、以下の時間を削られた。 体位交換(姿勢調整)1回5分 水分補給1回3分 その他、間接的な解除の時間数をすべて組み込めたとしても、約2.5時間となり、計画書で申請したものとは2時間の乖離があるとして、結果として希望した775時間から85時間少ない690時間と判断されたため、申請を取り下げた。 Aさんと支援者は、札幌市が主張する夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」の考え方は、実態に全く合わないと感じている。 Aさんは、障がいからくる事情で、毎日の就寝時間は、かなり不規則であり、そこでおこる実際の介助もランダムで、常にヘルパーが付いていなくては、生活でないことを相談支援専門員も認めているが、札幌市は判断を変えていない。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より減ることは、絶対に困るので、申請を取り下げて、元々の支給量を維持した。 【豊平区】</p>	<p>札幌市における、重度訪問介護の「非定型申請」に対する、支給量決定の運用に課題がある。      - ヘルパーが滞在している時間帯のうち、「標準的な介護の実働時間」を積算することは、適切なのか。      - 重度訪問介護にしかない「見守り」とは、どういうものなのか。</p> <p>必要な対応の提案 障害者総合支援法第1条の2にある基本理念にのっとり、次の①を基に②を行い、②にも役立つ③と④を行うことを提案します。特に③には、豊平区地域部会から数名の協力が可能です。①~④について、市域の取組と並行して、豊平区地域部会での取組も行いたいと考えています。</p> <p>①この課題は全市にまたがるものであり、各区での取り組み事例を収集するためのアンケート調査を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。      また、札幌市と以下の項目の統計を共有したい。      (非定型支給決定のマイナス面だけでなく、プラス面も共有したい)      - 各区の申し込み人数      - 各利用者の、元の支給量、希望支給量、結果の支給量について      - 各利用者は、結果の支給量に納得しているか、困っていないか。</p> <p>②「非定型申請」が段階的に施行されて2年が経過したので、支給量が不足して困っていた利用者が、どのように生活が改善されたのかなどを、相談支援専門員、支援事業者、障がい当事者、審査会委員などを交えて振り返りを行い、検証を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。</p>	<p><b>【課題整理済】</b> (令和4年9月29日運営会議)      - 事業の良い点、悪い点はもちろんあると思うが、携わっている人が少ないという状況がある。      - 非定型支給決定については、「見守り」と「待機」の考え方についても課題提起されている。      - 命に関わる生活を支えていくことについての研修を札幌市全体として取組み関心を持ってもらえば良いのではないか。      - 提案にある聞き取り調査の内容などについては、精査が必要になるが、具体的な内容について進めていいのではないか。       (令和4年11月17日運営会議)      - 「重度の方への支給量が足りない」「ヘルパーが足りない」「重度障がいへの理解不足」という課題が多く聞かれるが、検討する話題を広げすぎると収集がつかなくなってしまう。話題は絞った方がよい。      - プロジェクトチームのような課題検討する場を立ち上げることについては、運営会議としては賛成。      ⇒プロジェクトチームを立ち上げるとしても、チームとして何を取り組んでいくかについては、もう少し具体的な整理が必要。      ⇒この課題について、障がい者プランへの提言をどのようにしていくのかも検討が必要。      - 重度障がいの方の検討の場を新たに設置し、また、課題については障がい者プランへの提言も行っていく。</p>	<p><b>【令和4年度】</b>  <b>・第38回全体会結果</b>      「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出については、令和4年9月の運営会議にて一旦、進捗確認することを共有。そのうえで抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうなことや運営会議で解決へむけての取組みを行うことについて検討していくことを確認。  <b>・第39回全体会結果(令和4年12月8日)</b>      「重度障がいの方に係る課題」について、豊平区と東区の地域部会から課題が提出され、運営会議で課題整理、検討を行った結果。この課題についてプロジェクトチームの設置について進めていくことを運営会議から提案し、承認された。さらに運営会議としては、具体的なプロジェクトの活動内容について検討し、次回(令和5年度)の全体会で提案することを確認した。  <b>・運営会議結果(令和5年3月16日)</b>      No. 41の記載と同様。</p> <p><b>【令和5年度】</b>  <b>・第40回全体会結果(令和5年6月21日)</b>      重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームについて、活動目的、構成員、スケジュールなど全体的な内容含めて承認された。  <b>・第41回全体会結果(令和5年12月5日)</b>      重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動報告。地域生活全般に関するアンケートの実施。訪問視察、研修会の企画など今後予定している活動等について報告された。</p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4) つづき		<p>③札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、支援事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を実施してほしい。その際の利用者の選定には、豊平区地域部会からも数名の協力者を推薦いたします。</p> <p>④相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障害を持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施してほしい。その際には、豊平区地域部会も協力します。</p>	<p>・まずは非定型支給決定の課題だけに絞らず、広く重度身体障がいの方の地域生活の難しさについて、検討する場の設置を目指すこととする。 ※令和4年12月8日第39回全体会へ重度身体障がいの方の課題を検討する場を設置すること、重度身体障がいの課題と協議会での取り組みについて障がい者プランへの提言を行っていくことについて、提案をする。</p>		

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
1 (H24)	ヘルパーの知識や技量について。 ・発達障がいの知識 ・技量のラインが年々低くなっている ・そもそも養成する研修の場が少ない。 ・現場での人材不足が深刻。(東区1)	●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。 ●良質な人材の確保につながる施策を検討する。 ●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。	<b>【課題整理済】</b> 札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に関しての研修を行う。 そのために、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようになっているのかを知る必要があるので、まずはヘルパーにアンケートを取り、(1)実際に研修が必要だと思うか、(2)研修が必要であるとすればどのような研修が良いか、(3)研修に参加するとすると時間帯は、(4)どのような環境であれば研修に参加しやすいのかを分析し、アンケート集約結果を参考にして研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役になってもらってそのまま役(事業所等)が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作っていたらしく。それができた時点で協議会の担当者はバトンタッチして協議会としての役割を終える。  ⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行った(25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼) ⇒東区内の取り組みは東区地域部会で引き続き実施予定。市域の取り組みについては関係団体等に依頼中。	<b>【東区との意見交換結果】</b> ・研修の継続が必要 ・ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか?当事者の声も必要。東区の研修開催も重心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の8~9割は高齢が対象。 ・ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市ぐらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となっているか? ⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。 ・移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。 ・良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があってもよい。ヘルパーのアベンジャーズを。  <b>【第28回札幌市自立支援協議会全体会】</b> 第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム(ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム)設置承認	主: 支援 技法。障 害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
115 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用者がヘルパー利用できない</li> <li>・サービス提供を拒否されてしまう。</li> <li>・ヘルパー調整ができない</li> </ul> <p>【中央区】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支が合わない</li> <li>・ヘルパーの不足</li> <li>・適切なサービス利用ができない (サービスの質、種別、時間帯)</li> <li>・駐車料金が高額(中央区)</li> </ul> <p>提案)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全市アンケート調査をお願いしたい この問題は中央区だけの問題なのか?</li> <li>2. 障がい者プランの見直しをきちんと行ってもらいたい ヘルパーの必要性や実態に合わせた検討をしてもらいたい(必要なヘルパーサービスが提供されるための実態把握と体制整備をプランに提案したい)</li> </ol>	<p><b>【課題整理済】</b> (令和5年1月26日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの不足は中央区だけの問題ではない。行政に協力してもらう必要もある。しかし、協議会として自分達でできることは、自分達で考え、ボランティア活動など、工夫しながら協力していきたい。</li> <li>・ヘルパーが足りないのは重度身体障がいだけではなく、知的や精神の方へも不足がある。本当に必要な方に行き届かない状況もある。</li> </ul> <p>→中央区だけではなく、全市的に実態調査を行い、その結果を障がい者プランにも反映できることを目的に課題内容を確認。</p> <p>→令和5年2月の地域部会連絡会でも各区で実態調査の協力をえることができるか意見交換をする。</p> <p>(令和5年2月27日 地域部会連絡会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区地域部会の取組の違いや優先度が違うので、一齊に協力するのは難しいのではないか。もう少し具体的な方法などを含めて検討できる案が必要。</li> </ul> <p>→もう少しアンケート調査の発信の方法や集計、分析の方法などを協議会運営会議で詰めてから、次回以降の地域部会連絡会で検討。検討事項として持ち越し。</p> <p>(令和5年3月16日 運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー課題への具体的な取組みは協議会の活動であることを運営会議で再度確認し、合意を得る。</li> <li>・具体的なすすめ方、アンケートの集計や分析などはどうするのかについては、議論のたたき台をつくり継続検討していくことになる。</li> </ul>	<p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで自立支援協議会で検討、取組まれてきたヘルパーに係る課題について障がい者プランの計画検討部会担当部署に報告された。(No. 41の記載の通り)</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第40回全体会結果(令和5年6月21日)</li> </ul> <p>運営会議報告にて、中央区から提出されたヘルパーの実態調査について、今後札幌市全体で調査を進めていくことについて検討していることが報告された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第41回全体会結果(令和5年12月5日)</li> </ul> <p>最終的に協議会として取り組むべき目標や把握すべき実態を整理し、調査を行う事を報告。まずはヘルパーサービス事業所と相談支援事業所にアンケート調査を年度内に行うことを報告し、協力依頼を行った。</p> <p>※「自立支援協議会 ヘルパーサービスの現状に関するアンケート」として、令和5年12月20日～令和6年2月16日の期間で実施。</p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
60 (H26)	<p>①相談支援を利用する意義は理解できるが、実際には今すぐ利用するには距離がある</p> <p>②一つは、日常障がいが重い故に家族（実際には母親）以外に本人を理解できる人がいないと感じている</p> <p>③もうひとつは、実際に相談支援を利用した場合も相談員に理解してもらえてると感じるられることが少ない</p> <p>④結果、相談支援を利用しなくなっていく</p> <p>⑤相談支援事業所相談員に感じる理解不足等は、ヘルパー、日中活動などの支援の他、訪問看護や保健師の中にも存在し、それらの結果、重症心身障がい児・者が利用できる資源は非常に限られているのが実情である</p> <p>⑥その他のことを含め、結果として母親がほとんど全てを担っており、様々なことを母親一人で決めなくてはならない状況にある</p> <p>⑦母親は一生懸命我が子のケア等していくが、加齢等でそれが難しくなると本人の思いはバサッと切るしかなくなる</p> <p>⑧これらは本人が医療、医療的ケアが必要であるほど際立っていく</p> <p>⑨特に年齢が小さい場合、地域に「安心できる材料」が少なく、N I C U等から在宅に戻る家族の不安は極めて大きいが、そこに届く支援は極めて少ない（相談28）</p>	在宅重症心身障がい児・者の支援体制の構築	【課題整理済】7の見解と同じ	<p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No. 7の記載と同様。</p> <p>【令和2年度～令和3年度】 ・No. 7の記載と同様。</p> <p>【令和4年度以降】 ・No. 111の記載と同様。</p>	主：支援 技法・障 害特性  副：身體 と知的の 重複障害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
67 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動援護の在り方について 危険認知力が低く、突然の飛出しや他害がある方が行動援護の対象者だと認識しているが、児童に対応できる事業所が少ないと感じる。また、事業所によってスキルに差があると感じる。</li> <li>障害児の地域生活について 地域に居住していても特別支援学級だと少し離れた小学校に通わなければならない場合がある。自宅の近くの公園で、小学校は離れてしまったが幼馴染と遊び、障害があっても地域のコミュニティで楽しく生活する。地域生活の支援をよりも重視していきたいけれど、トラブルに発展してしまうことも多々ある。(東区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動援護を提供する事業所の意識改革</li> <li>行動援護ヘルパーの技術の向上</li> <li>地域の障害児(者)への理解・啓発を促す運動</li> <li>本人を中心に据えた地域ネットワーク作り(個別支援から地域支援へ)</li> </ul>	<p>【課題整理済】1と同じ見解 東区地域部会に情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームを承認。</li> <li>ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでは、平成30年度にヘルパーを対象にした座談会を開催。日々のヘルパーの想いや困りごとの共有等ができる仕組みを地域で作っていか検討。また、課題としては、技術向上もありつつも人材不足・事業所不足の課題がさらに深刻化してきていると確認。(令和元年7月1日ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム会議)</li> </ul> <p><b>【令和2年度～令和3年度】</b> ・No.1の記載と同様。</p> <p><b>【令和4年度以降】</b> ・No.115の記載と同様</p>	主（前半）：支援技法・障害特性 主（後半）：個別的
82 (H28)	<p>行動援護について</p> <p>平成25年から、移動支援と行動援護の併給が、原則認められなくなっている。また、行動援護に移行した場合、移動支援に戻すことも認められなくなっている。人によっては、今まで受けられていたサービス量が減っている障がい者も少なからず存在している。</p> <p>経験を積んだヘルパーの離職に伴い、行動援護を提供できるだけのスキルがありながら、もしくは障がい者が依頼するだけの体制がありながら、一部行動援護の提供ができず、その結果、利用の頻度が減少したり、制限をされたりしている現状があると聞く。【東区】</p>	<p>行動援護を提供できる事業所、ヘルパーが少ない。障がいの程度により、グループでの支援が可能な場合に、行動援護による支給を認めることはできないか。</p> <p><b>【部会の意見】</b> ○行動援護事業者の底上げとして            - 行動援護事業者のための研修を行う。            - 行動援護提供者のためのスキルアップ研修を行う。            →土台に、事業者、障がい者も行動援護を提供あるいは利用するメリットを創る。</p> <p>人材の不足の問題は、行動援護においても深刻な状況。複数の事業所での事例検証などを経て、ヘルパー、事業所のレベルアップが大切。            移動支援の枠でグループ支援が可能と判断しており、行動援護においても対応が可能なのでは。</p>	<p>【課題整理済】1と同じ見解 行動援護ネットワークに事例検証依頼</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームを承認。</li> </ul> <p><b>【令和2年度～令和3年度】</b> ・No.1の記載と同様。</p> <p><b>【令和4年度以降】</b> ・No.115の記載と同様。</p>	主：支援技法・障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
87 (H28)	36歳女性、ALSで気切、人工呼吸器装着、胃ろう造設。夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。 8か月前に初診だが、進行が非常に早く既に寝つきで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる音で多少話している内容が聞き取れる状態。 本人としては、まだ会話ができる内に自宅に戻って息子さん、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、喀痰事業者一覧事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規でサービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】	<p><b>【課題】</b> ALS患者のヘルパー手配について</p> <p><b>【考えられる解決策】</b> 医療的ケアが必要な人への重度訪問介護は通常の重度訪問介護よりも事業所が見つからない。 特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所毎に研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかの一覧がない。 特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施（毎月どこかで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まったら研修受講ができるなど）。</p> <p>PA制度による医療的ケアの整理。</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>	<p><b>【課題整理済】</b> 次に同様のケースがあった場合に、体制をどう作るか。 ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受ける必要がある。 研修事業者の指定は道。 自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。 重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。 医療的なこともあるので、訪問看護などとも関わっていった方が良い。 ALSの方にサービス提供する事業所は一部。 ヘルパーPTでも研修のひとコマにALSについて入れることはできるかもしれない。 重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが無くても事業所が無い。 ALSは難病なので毎日訪問看護入ること可能。 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討</p>	<p><b>【平成30年度】</b> ・平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置。検討会では、重度障がい者を支える人材育成についても論点のひとつとなっている。 ・重複障がいに関するプロジェクトチームでも、市内の居宅介護事業所や訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 ・平成31年3月に「重複障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf</a></p> <p><b>【令和元年度】</b> ・重複障がいに関するプロジェクトチームにて、市内の訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。</p> <p><b>【令和2年度】</b> ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。 ・協議会運営会議(R3.3.24 リモート会議) No.7の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・協議会運営会議(令和5年3月16日) No.41の記載と同様 ・重度障がいの課題については、No.7およびNo.111の記載と同様。 ・ヘルパーの課題については、No.1およびNo.115の記載と同様。</p>	主：医療 副：支援 技法・障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
88 (H28)	<p>45歳 女性 A L S (気管切開、胃瘻、人工呼吸器あり) 夫(潰瘍性大腸炎を患いながら福祉施設に勤務)、娘2人(中学生と小学生)と同居 <b>【在宅生活中、利用していたサービスなど】</b> 重度訪問介護720時間(ヘルパー事業A、Bの2ヶ所)※720時間の大部分をAが担っていた。 訪問リハビリ 訪問診療</p> <p>事業所Aのヘルパー退職が相次いだことで、720時間の調整が困難となり、6月上旬から市内の病院へレスパイト入院。Aを通じて6月中旬にヘルパー調整の相談依頼を受ける。入院後Aの紹介で、事業所Cが加わり入院中PAとして病院へ派遣開始。本人、家族の希望は『720時間のヘルパー調整を行い在宅復帰』。病院も入院当初は『720時間の調整がつくまで』という条件で受け入れていた。道HPから『喀痰吸引等に関する登録特定行為事業者一覧(重度訪問介護)』すべての事業所にあたったが、対応頂けるという返答を貰った事業所2ヶ所のみ。9月8日時点で、未調整の時間が約350時間。720時間の調整は困難となる。病院も調整つく目途ないのであれば施設へ退院を推すようになる。生活介護、短期入所等の併用も含め、在宅復帰検討となるが、受入可能な通所、短期入所もほぼ皆無な状況。社会資源不足が原因で在宅復帰が非常に困難となっているケース<b>【相談】</b></p>	<p><b>【課題】</b> 重度訪問介護720時間の支給決定を受けている方の退院に向けたサービス調整</p> <p><b>【考えられる解決策】</b> 解決策が見当たらぬが考えられるとしたら、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源(医療ケアがあっても受入てくれる事業所)の拡充促進 通所も、ショートも、ヘルパーも・・・</li> <li>・喀痰吸引等の研修頻度の増回(現在年2回くらい?)</li> <li>・医療的ケア対応事業所の加算の充実</li> </ul> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p> </p>	<p><b>【課題整理済】87の見解と同じ</b> PAのサクションは、同意書で可能。胃ろうはできない。</p>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度報酬改訂により、医療的ケア児者に対する支援の充実がある(重度訪問介護についての規程は無い)。 ⇒札幌市医療的ケア児支援検討会が平成30年6月に設置された。</li> <li>⇒平成31年3月 上記検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/sagyo/sho/document/houkoku/190319.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/sagyo/sho/document/houkoku/190319.pdf</a></li> </ul> <p>⇒令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでも課題として検討。</li> </ul> <p><b>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.7の記載と同様。</li> </ul> <p><b>【令和2年度～令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.7およびNo.111の記載と同様。</li> <li>・No.41の記載と同様。</li> </ul>	主: 医療 副: 支援 技法・障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
89 (H28)	夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチー）1種1級、支援区分6。 本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使用し自宅で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく立たせてもうことができれば、少しの間立位を保ち、手すりにつかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方が身体状況の特性上難しい。 夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の用事があり、外出しなければいけないこともある。 この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足により本人の支援から撤退することになり、相談支援事業所が事業所紹介で関わってきた。本人からの利用希望に合わせてヘルパーを導入していきたいが、問い合わせる先々で人員不足で対応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないことや、本人がトイレを我慢するしかない状況がでてしまつた。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場合にどうしたらよいか困っている。【相談】	<p><b>【課題】</b> 重度訪問介護の事業所が少ないとことについて</p> <p><b>【考えられる解決策】</b></p> <p>①重度訪問介護を利用する方々のニーズの個別性に沿って支援ができるように、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると良いと思っている。そのためには、請け負う事業所側にもメリットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。また、事業所によつては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認めていない事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術向上の取り組みがあつてもよいのではないか。</p> <p>②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半分以下しか使用していない利用者もいる。PA制度を時間拡大のためだけではなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために活用できる仕組みがほしい。</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>ヘルパーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くので難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もペイする。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらう仕組みが作れたら良い。 今まで付き合いのある事業所同士で調整していくが、できなくなってきて、相談に繋がってきてている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうではない。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていいかないとならない。 事業所として受けたくても、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることも考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方か? 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えている。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数を載せていかないと取り組みづらいのでは?ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せないと。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作れるように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議体を持つことも必要か?</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討課題として追加。検討中。</li> <li>・ヘルパープロジェクトとしても、管理者研修の必要性を強く感じている。専門部会連絡会と協働で検討し、研修についての議論を進める(令和元年6月24日運営会議)</li> </ul> <p><b>【令和3年度】</b> ・No.1の記載と同様。</p> <p><b>【令和4年度以降】</b> ・No.115の記載と同様</p>	主 : 社会資源 副 : 制度(国域) 副 : 支援技法・障がい特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
119 (R5)	・身体介護でヘルパーを利用しているが、時々ヘルパーを回せず、ヘルパーに来てもらえないことがある。(本人・家族・支援者) <u>【東区】</u>	<p><b>■課題について</b> 東区地域部会からは過去にもヘルパーの人材不足について課題提起してきたところであるが、ヘルパーに限らず、さらには福祉業界に限らず人材不足、働き手不足が叫ばれる昨今、深刻さは増す一方となっている。 支給量はあってもヘルパーが見つからないため、必要な支援が受けられず生活に支障をきたす場合がある。</p> <p><b>■取り組みについて</b> 人材不足に特効薬は無く地道な取り組みが重要となるため、既存の業界人材の流出防止対策はもとより、将来を見据え、次世代の核となる若者に向けたアピールが必要である。 介護を学ぶ学生や中高生等にとって、障がい分野のヘルパー業務について、高齢分野と比較しイメージしにくいのではないかという想定のもと、障がいのある人たちやその生活の多様さについて、支援者にとってのやりがいについて、といった魅力を伝える機会を一層増やし、PRしていくことが必要ではないかと考える。 既に実施している事業もあるかと思うが、部会関係者ですら認知不足などもあるため、各部会と連携・協力し、更なる周知を図ったり、新たな取り組みを組み合わせるなどを検討する余地はあるのではないか。また、定年退職後の人材など、既存のターゲットに留まらない層へのアプローチも有効と考える。</p> <p><b>■東区地域部会での取り組み予定</b> 介護を学ぶ若者等への魅力発信の機会について、出前講座のような形で実施できないか、障がい当事者でもある部会委員(身体、知的、精神の3名)とともに部会で企画を検討中。 また、既存人材への取組としてヘルパー座談会の開催や、長年続くふくしまルシェの交流の場としての異なる活用に取り組んでいく。</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月28日運営会議</li> <li>①ヘルパーの人材不足に関して、すでにある活動(取組み)について、運営会議でまずは情報共有する。</li> <li>②重度の方のヘルパーの課題についてや事業所情報の発信について、札幌市としてどのようにしているのか、運営会議で情報共有する。</li> <li>③この課題について一度、地域部会連絡会で各部会長へ話題の周知・情報提供を行い、各地域部会でその内容について検討する。地域部会で出た話題を再度地域部会連絡会で取りまとめ、運営会議へ報告するという流れとする。</li> </ul> <p><b>・その後の運営会議での議論について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①②について、各地域部会で何か活動をしていることがないか情報収集を依頼。</li> <li>③について、12月、2月に開催された地域部会連絡会で情報収集および情報共有し、その話題を運営会議で報告することが話合われた。</li> </ul> <p><b>・令和6年3月14日 運営会議</b></p> <p>地域部会連絡会へ課題についての情報提供を行っているが、特に地域部会からの情報提供がなかった。</p> <p><b>&lt;運営会議での主な意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域部会のそれぞれが動きがあるので、地域部会連絡会で継続的に情報共有をしてもらってはどうか。</li> <li>・地域生活支援拠点検証委員会でも、地域で必要な資源であるということを発言していくことが必要。</li> </ul> <p><b>&lt;運営会議としての結論&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にも継続的にあがっている課題であるが、すぐに解決できる課題ではないため、東区の取組み(出前講座など区で取組んでいること)として整理していただき、情報共有していく。</li> <li>・課題としては忘れず、区切りとつけながら、必要に応じて協議会としてできることがあれば検討していく。</li> </ul>		

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
120 (R5)	・ヘルパーが足りなく、夜間支援が受けられるところが限られている。(本人・支援者) 【東区】	・No.119の記載と同様	【課題整理済】 ・No.119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No.119の記載と同様	
121 (R5)	・暮らし支援に入っているヘルパーが急病等で来れなくなったり際の緊急対応がショートステイしかなく、本人がショートステイを選びたくない場合の選択肢がない。(本人(身体障がい)) 【東区】	・No.119の記載と同様	【課題整理済】 ・No.119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No.119の記載と同様	
122 (R5)	・急にヘルパー事業所が閉鎖になり、入浴時に二人支援が必要だったり医療的なケアがあることから(サクション)、なかなかヘルパーが見つからない。(本人・家族・支援者) 【東区】	・No.119の記載と同様	【課題整理済】 ・No.119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No.119の記載と同様	

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における  
課題整理状況  
(第42回 全体会 資料)  
2024/6/26

分冊②

【住まいに関するプロジェクトチーム】

\*課題No. 下の（　　）内は課題提出年度

・第36回全体会（令和3年6月）にてプロジェクトチームの終了を報告、承認。居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については、運営会議に引継ぎ。その他残された課題についても運営会議に引継がれることを確認。

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類(サービス更新のお知らせ等)について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されていない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	<p><b>【課題】</b> 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。中途視覚障がい者への対応。</p> <p><b>【考えられる課題解決策】</b></p> <p>○視覚障がい=点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。      ○SPコードがついていても、読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報提供をしていく(例:認定調査時など)⇒合理的配慮の観点から必要では?      ○ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかつていないので、勉強会を開くなど必要。      ○信頼する第三者(ヘルパー?)が伝えていく等の転送システムを考える。</p>	<p><b>【課題整理済】</b>  <b>○区役所の取り扱い状況を確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして隨時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。</li> <li>・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはしていない。</li> </ul> <p>※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第35回全体会(令和2年12月 書面会議)全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたいとの意見あり。      ⇒(札幌市回答)点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策3に「情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実」が示されている。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syoutaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syoutaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></li> </ul>	主:行政の仕組み 副:情報保障

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。（東区6）	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。  ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1 - 2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り（1）研修、（2）広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）	<b>【課題整理済】</b> 障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1 - 2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り（1）研修、（2）広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。</li> <li>平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。</li> <li>令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jyotaku/kyojuusienkyoukai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jyotaku/kyojuusienkyoukai.html</a></li> </ul> <p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第36回全体会（令和3年6月） 住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。</li> <li>協議会運営会議（令和3年7月） 住まいプロジェクトから引継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。 一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。</li> <li>相談支援部会と居住支援協議会相談窓口（みな住まい）との情報交換会を実施（令和3年12月3日）</li> <li>相談支援部会部会長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加（令和4年2月）</li> </ul> <p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会運営会議（令和5年3月16日） No. 41の記載と同様。 札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/tiikijiritusien/documents/koujireisuu.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/tiikijiritusien/documents/koujireisuu.pdf</a></li> </ul>	主：住まい

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24) つづき				<p><b>【令和5年度】</b>            ・令和6年3月 さっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」が示されている。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></p> <p><b>【参考】</b>            ・障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト  <a href="https://shougaisha-sabetsukaishou.go.jp/">https://shougaisha-sabetsukaishou.go.jp/</a></p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
35 (H25)	○一人暮らしの不安 これから一人暮らしを始めようとする人たちが持つ不安に対してどのように支援をしてゆくのか。長い間、入所施設や親元で暮らしていた障がい者が、これまで経験したことのない一人暮らしを始めようとする際、少なからず不安を覚えるであろうことは想像に難くない。特にその日常生活にさまざまな支援を必要とする障がい者の場合はなおさらである。1ヶ月程度の「宿泊体験プログラム」への助成制度や、家具設備があり保証人不要の短期賃貸マンションを活用したアパート生活の体験入所支援等を実施しているところもある。「地域生活の体験」に向けての支援が、障がい者のみならず、その家族の不安を軽減することに役立つと思われる。(東区18)	一人暮らしを始める人たちの不安を解消する仕組みについて検討する。	<b>【課題整理済】</b> 住まいに関するプロジェクトチームで検討。及び、運営会議で検討中の身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームができたらそちらでも検討をすることにする。  <b>※住まいに関するプロジェクトチーム(平成29年6月22日)</b> 運営会議から上がってきたこの課題について共有。今後プロジェクトで検討していく課題として共有する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームが設置。</li> <li><b>【第34回自立支援協議会全体会】</b> ・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行プロジェクトチームより地域生活拠点に関する提言について審議。全体会の委員全員から承認との回答があったことから、地域生活拠点に関する提言は自立支援協議会の委員の総意と判断し、自立支援協議会から札幌市に対し、地域生活拠点に関する提言書を提出することとする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認22名、不承認0名。</li> <li><b>【参考】</b> ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点(以下、「拠点」という。)」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。</li> </ul> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様</p>	主：住まい 掲載：地域移行
36 (H25)	○物件条件 何らかの生活支援を必要とする障がい者の場合、物件を探す際の条件として、今まで受けていたサービスや支援を継続して受けられる地域であること、また、家族も含めて今までの人間関係を維持できる地域であること、そういう立地条件の物件が必要となる。住み慣れた地域から離れてしまうと、これまでの人間関係や支援関係が途絶えてしまい、見ず知らずの地域で孤立し、アパートに引きこもる暮らしになってしまふ危険性もある。それぞれの地域で、障がい者を支援している事業所やその地域の市町村が連携して、障がい者を受け容れる賃貸物件を開拓し、その情報をプールし、物件を求める障がい者に斡旋していく仕組みが必要である。(東区19)	障がい者を受け入れてくれる物件を開拓し、その情報をプールし、斡旋する仕組みを検討する	<b>【課題整理済】</b> 住まいの課題なので、住まいに関するプロジェクトチームへ情報提供、課題検討を行うこととする。  <b>※住まいに関するプロジェクトチーム(平成29年6月22日)</b> 運営会議から上がってきたこの課題について共有。今後プロジェクトで検討していく課題として共有する。	<p><b>【参考1】</b> ・セーフティネット法改正(平成29年10月29日)により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度等が開始。</p> <p><b>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】</b> ・平成30年度 中央区・豊平区・厚別区で実施。 ・令和元年度 北区・西区で実施。</p> <p><b>【参考2】</b> ・No.6の【参考】の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様。</p>	主：住まい

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
37 (H25)	○情報の保障 地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすで入店できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。 特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「人」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。(東区20)	障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> <li><b>【参考】</b> ・No.6の【参考】の記載と同様。</li> <li><b>【令和3年度～4年度】</b> ・No.6の記載と同様</li> <li><b>【令和5年度】</b> ・No.100の記載と同様</li> </ul>	主：住まい 副：個別的・情報保障
38 (H25)	○不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。(東区21)	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する	【課題整理済】6の見解と同じ	<p><b>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】</b> ・No.36の記載と同様。</p> <p><b>【参考】</b> ・No.6の【参考】の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様</p>	主：住まい 副：個別的

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
39 (H25)	○大家・管理会社の不安 大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。(東区22)	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・No.3 6の記載と同様。  【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。  【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい 副：個別的
40 (H25)	○行政的課題 国の「あんしん賃貸支援事業」、市町村の「居住サポート事業」等、他にも都市部の幾つかの自治体では、家賃補助や住宅改修に関する費用補助、行政の委託機関が保証人を担う取り組み等を実施しているが、これらの取り組みは自治体毎に制度の仕組みが異なり、自治体間、地域間の格差が大きくなっている。住宅の斡旋について行政がもっと積極的に関わるべきである。障がい者の入居に不安を持つ大家にとって、行政の後ろ盾は、障がい者との賃貸契約を結ぶ時に、とても強い安心材料になる。障がい者の権利として民間賃貸住宅への入居を要求するという方法で、障がい者の民間住宅への入居拒否を差別として禁止する法律の制定、制度の確立を目指していく必要がある。(東区23)	障がい者の権利として住宅を確保できる施策の策定を求める。	【課題整理済】6の見解と同じ	【参考1】 ・平成22年4月に、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい 地域づくりの推進に関する条例」(略称：北海道障がい者条例)が全面施行。 ・平成28年4月に「障がい者差別解消法」が施行。 ・セーフティネット法改正(平成29年10月29日)により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度等が開始。 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html</a>  【参考2】 ・No.6の【参考】の記載と同様。  【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
46 (H26)	精神障がいの女性のケース。本人の住宅を探し本人も気に入った物件があり申し込みを行った際に、親族などがいない保証人になってくれる方がいなかったため保証会社を利用することとなった。緊急連絡先になってくれる人もいない。そのためアパートを借りるために審査が出来ない状況が続いた。(相談15)	保証人がいない場合は保証会社を利用する際も、必ず「緊急連絡先」が必要になる。誰に依頼をする事が良いかまた相談室がその場合には緊急連絡先となる事が必要なのか?何処かでそのような事を担ってくれる社会資源など知りたい。同じように入院の際にも保証人などがいなく困ることも多々あります。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p><b>【参考1】</b> ・精神科の訪問看護を行っている事業所で、住居の確保を行っているところが数箇所ある。</p> <p><b>【参考2】</b> 医政医発0427第2号平成30年4月27日「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」厚生労働省より通知あり。 <a href="https://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/docs/201805020040/files/1.pdf">https://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/docs/201805020040/files/1.pdf</a></p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様。</p>	主：住まい
55 (H26)	うつ病。本人の希望する物件が見つかったが、保証人、緊急連絡先になってくれる人がいなかったこともあり、なんとか緊急連絡先に不動産会社の方がなってくれ、保証会社の審査にかけたが結局転居できなかった。(相談23)	保証人や緊急連絡人がいなく一般住宅への転居先が見つからない。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p><b>【参考1】</b> ・No.46の記載と同様。</p> <p><b>【参考2】</b> ・No.46の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様</p>	主：住まい
96 (H28)	60歳代 男性 身体障害（両下肢と左上肢に障害がある） 身障者向けの市営住宅応募があり、申し込みし当選。生活改善への期待し入居する。しかし部屋に設置されている手すりの位置は、本人の障害にとって逆向きで、手すりを活用することができない状態。そのために、福祉用具を活用するが、室内構造や便座やユニットバス等の設置位置により福祉用具の利用に限界があった。 【相談】	<p><b>【課題】</b> 市営住宅のバリアフリー物件について</p> <p><b>【考え方の解決策】</b> 市営住宅案内（身障向け物件） 車いす対応との情報提供ではなく、トイレや浴室の手すり位置が右麻痺用左麻痺用で設置との情報提供が必要もしくは、手すりの位置が個々の入居者によって異なるために、入居者がある程度調整できるように入居時に手すりを設置することができるようにする。</p> <p><b>【同様のケース】</b> 新築は対応してくれる。</p>	<p><b>【課題整理済】</b> 自己負担ならできたと思う。市に届け出と原状回復は必要。入居時に、ニーズに合った対応してほしい。人によってニーズが全然ちがう。日生具の改修費で20万まで。障害の方はレンタルできない～30年度法改正でレンタルも可になるが詳細不明。</p> <p>そもそも市営住宅改修の仕組みが無い？新築と新築以外の差は無い方がよいと思う。今回は事前の情報提供が不十分だった。</p> <p>課題の整理は、市営住宅の身障向けに絞った方が良い</p> <p>住まいに関するプロジェクトチームで、市営住宅担当者と意見交換。</p>		主：住まい

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における  
課題整理状況  
(第42回 全体会 資料)  
2024/6/26

分冊③

【重複障がいに関するプロジェクトチーム】

【重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム】

※課題No. 下の ( ) 内は課題提出年度

- ・プロジェクトチームとしては、令和元年にいったん終了。ワーキングチームを設置。
- ・第39回全体会（令和4年12月）にて、新たに重度身体障がい者に関するプロジェクトチーム設置することについて承認。
- ・第40回全体会（令和5年6月）にて、重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動開始について承認。

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の日中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一括的に解決に向けた方向性を整理する予定。</li> <li>平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。</li> <li>運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。（平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。</li> <li>・福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出ていた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。（No.18と26にも関連の記載あり）</li> <li>・運営会議（H30.12）にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。</li> </ul> <p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第32回全体会（R1.5月）にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。</li> <li>・移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> <li>・第35回全体会（令和2年12月）にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。</li> </ul>	主：移動 副：支援 技法・障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				<p><b>【令和3年度】</b>            ・第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用するなどを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。            ・第37回全体会（令和3年12月）            移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p><b>【令和4年度】</b>            ・第39回全体会結果（令和5年12月8日）            移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。            ・運営会議結果（令和5年3月16日）            「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見、取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p><b>【令和5年度】</b>            ・第40回全体会結果（令和5年6月21日）  <u>さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に 関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会_計画検討部会にて行 っていくことを共有した。</u>  <u>※令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障 がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物 のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示され ている。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplanned2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplanned2024_ikkatu2.pdf</a>  <u>※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条 例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられ た。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html">https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html</a>  ⇒協議会から提言された内容について、一部取り上げられている現状があ る。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24)	重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。（東区7）	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	<p><b>【課題整理済】</b> 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。</p> <p>⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく ⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置</p> <p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p>	<p><b>【東区との意見交換結果】</b> ・重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。 ・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。 <b>【参考】</b> ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。</p> <p><b>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</b> ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関わるプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議（R2年4月・書面会議）、第34回全体会（R2年5月・書面会議）にて行なった。</p> <p><b>【令和2年度】</b> <b>・第34回全体会結果（R2.5.15）</b> 重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。</p> <p><b>・協議会運営会議（R2.6月 書面会議）</b> 運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会（令和2年12月）へ報告書提出。</p> <p><b>・協議会運営会議（R3.3.24 リモート会議）</b> 重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。</p>	主：身体と知的の重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24) つづき				<p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第36回全体会結果（令和3年6月） 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周りで困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げたうえで、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。</li> <li>・第37回全体会結果（令和3年12月） 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続出来そうなことは継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</li> </ul> <p><b>※令和4年度以降の「重度障がいの方に係る課題」については、No.111へ記載。</b></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4)	<p>・Aさん 重度訪問介護の支給量の問題。 2020年10月非定型の申請 元々720時間/月→775時間/月を希望した。 2021年5月31日に札幌市から結果の内示があり、720時間/月→690時間/月以下(元々の支給量から約30時間減少) Aさんは、両手両足が全く自分の意思で動かすことができない 思い障がいを持っており、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても775時間/月が必要と判断し「個別状況調査票・週刊介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、以下の時間を削られた。 体位交換(姿勢調整)1回5分 水分補給1回3分 その他、間接的な解除の時間数をすべて組み込めたとしても、約2.5時間となり、計画書で申請したものとは2時間の乖離があるとして、結果として希望した775時間から85時間少ない690時間と判断されたため、申請を取り下げた。 Aさんと支援者は、札幌市が主張する夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」の考え方は、実態に全く合わないと感じている。 Aさんは、障がいからくる事情で、毎日の就寝時間は、かなり不規則であり、そこでおこる実際の介助もランダムで、常にヘルパーが付いていないくては、生活でないことを相談支援専門員も認めているが、札幌市は判断を変えていない。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より減ることは、絶対に困るので、申請を取り下げて、元々の支給量を維持した。 【豊平区】</p>	<p>札幌市における、重度訪問介護の「非定型申請」に対する、支給量決定の運用に課題がある。          - ヘルパーが滞在している時間帯のうち、「標準的な介護の実働時間」を積算することは、適切なのか。          - 重度訪問介護にしかない「見守り」とは、どういうものなのか。</p> <p>必要な対応の提案          障害者総合支援法第1条の2にある基本理念にのっとり、次の①を基に②を行い、②にも役立つ③と④を行うことを提案します。特に③には、豊平区地域部会から数名の協力が可能です。          ①～④について、市域の取組と並行して、豊平区地域部会での取組も行いたいと考えています。</p> <p>①この課題は全市にまたがるものであり、各区での取り組み事例を収集するためのアンケート調査を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。          また、札幌市と以下の項目の統計を共有したい。(非定型支給決定のマイナス面だけでなく、プラス面も共有したい)          - 各区の申し込み人数          - 各利用者の、元の支給量、希望支給量、結果の支給量について          - 各利用者は、結果の支給量に納得しているか、困っていないか。</p> <p>②「非定型申請」が段階的に施行されて2年が経過したので、支給量が不足して困っていた利用者が、どのように生活が改善されたのかなどを、相談支援専門員、支援事業者、障がい当事者、審査会委員などを交えて振り返りを行い、検証を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。</p>	<p>【課題整理済】          (令和4年9月29日運営会議)          - 事業の良い点、悪い点はもちろんあると思うが、携わっている人が少ないという状況がある。          - 非定型支給決定については、「見守り」と「待機」の考え方についても課題提起されている。          - 命に関わる生活を支えていくことについての研修を札幌市全体として取組み関心を持ってもらえれば良いのではないか。          - 提案にある聞き取り調査の内容などについては、精査が必要になるが、具体的な内容について進めていくって良いのではないか。</p> <p>(令和4年11月17日運営会議)          - 「重度の方への支給量が足りない」「ヘルパーが足りない」「重度障がいへの理解不足」という課題が多く聞かれるが、検討する話題を広げすぎると収集がつかなくなってしまう。話題は絞った方がよい。          - プロジェクトチームのような課題検討する場を立ち上げることについては、運営会議としては賛成。          ⇒プロジェクトチームを立ち上げるとしても、チームとして何を取り組んでいくかについては、もう少し具体的な整理が必要。          ⇒この課題について、障がい者プランへの提言をどのようにしていくのかも検討が必要。          - 重度障がいの方の検討の場を新たに設置し、また、課題については障がい者プランへの提言も行っていく。</p>	<p>【令和4年度】          - 第38回全体会結果          「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出については、令和4年9月の運営会議にて一旦、進捗確認することを共有。          そのうえで抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できうことや運営会議で解決へむけての取組みを行うことについて検討していくことを確認。          - 第39回全体会結果(令和4年12月8日)          「重度障がいの方に係る課題」について、豊平区と東区の地域部会から課題が提出され、運営会議で課題整理、検討を行った結果。この課題についてプロジェクトチームの設置について進めていくことを運営会議から提案し、承認された。さらに運営会議としては、具体的なプロジェクトの活動内容について検討し、次回(令和5年度)の全体会で提案することを確認した。          - 運営会議結果(令和5年3月16日)          No.41の記載と同様。</p> <p>【令和5年度】          - 第40回全体会結果(令和5年6月21日)          重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームについて、活動目的、構成員、スケジュールなど全体的な内容含めて承認された。          - 第41回全体会結果(令和5年12月5日)          重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動報告。地域生活全般に関するアンケートの実施。訪問視察、研修会の企画など今後予定している活動等について報告された。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4) つづき		③札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、支援事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を実施してほしい。その際の利用者の選定には、豊平区地域部会からも数名の協力者を推薦いたします。  ④相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障害を持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施してほしい。その際には、豊平区地域部会も協力します。	・まずは非定型支給決定の課題だけに絞らず、広く重度身体障がいの方の地域生活の難しさについて、検討する場の設置を目指すこととする。 ※令和4年12月8日第39回全体会へ重度身体障がいの方の課題を検討する場を設置すること、重度身体障がいの課題と協議会での取り組みについて障がい者プランへの提言を行っていくことについて、提案をする。		

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
112 (R4)	Bさん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年1月に札幌市から結果の内示 720時間/月→570時間/月(元々の支給量から120時間増加) Bさんは、重い障害を持っていて、歩行ができず、両手も細かい動きや正確な動きが難しく、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても當時ヘルパーさんがいないと生活できない事を認めているが、週1回の日中活動の時間は、ヘルパーが必要ないので、760時間/月で申請した。 日中活動は、コロナの影響や祝日のお休みがよくあるため、その分を多めに申請したが、札幌市はそういう要素は勘案しないとして支給量を算出した。 さらにBさんは、毎日ヘルパー2人体制で1時間の入浴をしているが、札幌市は確実に2人必要な部分のみ時間数として積算するとして、1時間のうち、 居間から浴室への移動1分 浴室から浴槽への移動1分 浴槽から居間への移動1分 合計3分をひと月分積算した時間しか認めないとしました。	・ No. 111の記載と同様	【課題整理済】 No. 111の見解と同様。	【令和4年度～令和5年度】 No. 111と同様。	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
113 (R4)	Cさん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年2月に札幌市から結果の内示 450時間/月→690時間/月（元々の支給量から220時間増加） Cさんは、両手両足が全く自分の意志で動かすことができない重い障害を持っており、意思疎通も難しいことはわからぬことが多い、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても760h/月が必要と判断し「個別状況調査票・週間介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、札幌市は、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、実働していない時間分を削るという取り扱いで、希望の時間数は支給されなかつた。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より増えることは、絶対に必要なので一旦札幌市の示した支給量で申請した。 【豊平区】	・ No. 111の記載と同様	【課題整理済】 No. 111の見解と同様。	【令和4年度～令和5年度】 No. 111と同様。	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
114 (R4)	筋ジストロフィーで四肢麻痺により、寝返り、排泄、飲水等全ての生活面において介助が必要で、就寝中は鼻マスクの呼吸器を使用している女性。 重度訪問介護を利用し夜間中心の介助を受けていたが、日中も介助を受けたいと非定型を申請したところ、実際に介助をする時間のみ支給量として認められて、申請した時間の一部が「待機」として支給量に算定されなかった。 女性は、450時間の支給を受けているが、夜間に常に介助が必要で30日計算で夜間（就寝）240時間を使うことになり、起床時間14時間の内7時間しか介助に入ることしかできなかったため、日中排泄を我慢するために水分を控えたり、食事を減らすなどして体調を崩すこともあった。必要なところに介助者がいて我慢することなく安心した生活を送れるようになりたい。 【東区】	<p><b>【個別ニーズ】</b> 夜間にについて、いつトイレに行きたくなるか、いつ鼻マスクが外れるか等、常に介助が必要になるか分からない時間は「待機」ではなく「見守り」として支給量に算定してほしい。</p> <p><b>【部会の意見】</b> ・生活介護の利用も考えられるが、本人が希望していないことからその意思を尊重すべきではないか。 ・複雑な個別事案について対応する部署があるといいと思う。</p> <p><b>【課題】</b> 重度訪問介護の非定型による支給決定における「見守り」と判断する基準の明確化</p>	<p><b>【課題整理済】</b> ・No. 111の見解と同様</p>	<p><b>【令和4年度～令和5年度】</b> No. 111と同様。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
27 (H25)	養護学校高等部。身障手帳1級、療育手帳A判定、夜間は呼吸が浅くなるので見守り必要。両親と兄と暮らす。父親は多忙。母親が入院中。兄が時間を作つて本人の面倒を見たり、父親も仕事を抜けて面倒を見たりしているが、平日1週間など同じ事業所でロングショートさせてもらえる受け入れ先が自宅や学校近くで無い。（身体障がいがある児童を受け入れてもらえるショート先も少ない）医療型ショートは医療型の対象ではないと報酬単価が低いために現実的にはなかなか受け入れてもらえない。（相談9）	・重心判定や療養介護が付いていないが、状態像はそれに近い人のショートステイ受け入れ先が少ない。	【課題整理済】7の見解と同じ	【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No.7の記載と同様。  【令和2年度～令和3年度】 ・No.7の記載と同様。  【令和4年度以降】 ・No.111の記載と同様。	主：身体 と知的の 重複障害
28 (H25)	身体・知的の重複障がいがある方がケアホームを探している。南北線を利用して就労継続B型の事業所に通所している。足腰の安定が悪く、歩行時に転びやすいことから、駅までの道のりが安全なところを希望しているが、既存のケアホームには空きがないか、条件が悪くて安全を確保できない。（相談10）	ケアホームが不足していることと、利便性の良い場所にない。	【課題整理済】7の見解と同じ	【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No.7の記載と同様。  【令和2年度～令和3年度】 ・No.7の記載と同様。  【令和4年度以降】 ・No.111の記載と同様。	主：身体 と知的の 重複障害
44 (H26)	夜中の介護が頻繁に必要で、今まで寄宿舎を週3回利用して親の静養を確保してきた。親としては、在宅で介護してきたいと考えているものの睡眠が確保できる手立てが見通せないでいる。在宅サービスで、夜中のケアを利用できる家の構造ではなく、改修も困難。親と本人が、在宅生活を維持できる重心の事業所が不足している。（相談13）	重心の方が定期的に利用できる短期入所が少ない。	【課題整理済】7の見解と同じ	【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No.7の記載と同様。  【令和2年度～令和3年度】 ・No.7の記載と同様。  【令和4年度以降】 ・No.111の記載と同様。	主：身体 と知的の 重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
52 (H26)	0歳。人工呼吸器も24時間装着。退院後自宅で両親との生活を送る予定だが、知的発達レベルで重心の判定がつかないため、医療型の短期入所、デイサービスが利用できない状況。 状態としては人工呼吸器もついているため、福祉型の利用は現実的には無理であり、結局母親が訪問やヘルパーと支えなければならない状況。3歳未満でもあり、ヘルパーの時間数決定についても十分に母親を手助けできるだけの時間数がつきづらい（最終的には区役所、本庁で協議してもらってかなりの時間数を決定してもらったが苦肉の策）。 この他数件の事例が散見される。（相談21）	医療型短期入所や医療型デイサービスの利用が必要な状態像だが、重心判定がつかないために利用できない。	【課題整理済】No. 7の見解と同じ	<p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年3月 検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。</li> <li>・その後も札幌市医療的ケア児支援検討会は継続的に開催されている。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyo sho/iryotekicarekentoukai.html">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyo sho/iryotekicarekentoukai.html</a></li> <li>・医療的ケア児の情報については、以下の札幌市ホームページに記載あり。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/iryotekikeajishien.html">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/iryotekikeajishien.html</a></li> <li>・令和3年施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」により、北海道の事業として北海道医療的ケア児等支援センターが設置されている。 <a href="https://mcc-hokkaido.net/">https://mcc-hokkaido.net/</a></li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <p>・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策8に「療育・教育の充実」が示され、医療的ケア児に対しての新たな事業についても示された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syoutaikeikaku2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syoutaikeikaku2024_ikkatu2.pdf</a></p>	主：身体と知的の重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
73 (H27)	<p>医療行為が必要な方の日中活動や短期入所等の利用出来る施設が少ない。 ※家族の側からも本人に病識がないと在宅酸素の取り扱いや胃ろうをいじつてしまったり目が離せない。</p> <p><b>【現状の対処】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯等は母の入院に合わせて本人も同じ病院に入院</li> <li>在宅で家族やヘルパーの介助で生活しており外に出かけたりすることは諦めている</li> <li>病識の無い方で睡眠中に取れたままにしてしまう方は母が夜は起きて付き添っている。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師が配置されている事業所や対応できる事業所の情報共有が必要。</li> <li>事業所が医療ケアを受ける心理的な抵抗感をなくすための研修が必要。</li> <li>施設側の無理と思う気持ち（食わず嫌い？）</li> <li>気軽に相談できる仕組みづくりが必要</li> <li>看護的な知識がないなかで入ってきている</li> <li>研修の充実→学びの場が必要</li> <li>訪問看護の制度の壁→自宅だけではなく、日中活動先（短期入所）での訪問看護を認めることはできないか（清田区）</li> </ul>	<p><b>【課題】</b>医療ケアを必要とする方を受け入れてくれる事業所が少ない。</p> <p><b>【取組提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動先での訪問看護の利用不可等の制度の壁を検討する</li> <li>札幌市として医療行為についての研修会の実施（情報提供から実践報告まで幅広く）</li> </ul>	<p><b>【課題整理済】</b>No. 7 の見解と同じ</p>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の事業である「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」への積極的参加を札幌市から情報提供して積極的な受講を促している状況がある。</li> </ul> <p><b>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>No. 7 の記載と同様。</li> </ul> <p><b>【令和2年度～令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>No. 7 の記載と同様。</li> </ul> <p><b>【令和4年度以降】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>No. 111の記載と同様。</li> </ul>	主：身体と知的の重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
60 (H26)	①相談支援を利用する意義は理解できるが、実際には今すぐ利用するには距離がある ②一つは、日常障がいが重い故に家族（実際には母親）以外に本人を理解できる人がいないと感じている ③もうひとつは、実際に相談支援を利用した場合も相談員に理解してもらえてないと感じるられることが少ない ④結果、相談支援を利用しなくなっていく ⑤相談支援事業所相談員に感じる理解不足等は、ヘルパー、日中活動などの支援の他、訪問看護や保健師の中にも存在し、それらの結果、重症心身障がい児・者が利用できる資源は非常に限られているのが実情である ⑥その他のことを含め、結果として母親がほとんど全てを担っており、様々なことを母親一人で決めなくてはならない状況にある ⑦母親は一生懸命我が子のケア等していくが、加齢等でそれが難しくなると本人の思いはバサッと切るしかなくなる ⑧これらは本人が医療、医療的ケアが必要であるほど際立っていく ⑨特に年齢が小さい場合、地域に「安心できる材料」が少なく、N I C U等から在宅に戻る家族の不安は極めて大きいが、そこに届く支援は極めて少ない（相談28）	在宅重症心身障がい児・者の支援体制の構築	【課題整理済】7の見解と同じ	【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No.7の記載と同様。  【令和2年度～令和3年度】 ・No.7の記載と同様。  【令和4年度以降】 ・No.111の記載と同様。	主：支援 技法・障 害特性  副：身体 と知的の 重複障害

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における  
課題整理状況  
(第42回 全体会 資料)  
2024/6/26

分冊④

【身体障がい者・知的障がい者

**地域生活移行推進プロジェクトチーム】**

- ・第36回全体会（令和3年6月）にて、身体障がい者、知的障がい者の地域移行に関する課題の抽出を専門部会、各地域部会で行うことについて承認。課題抽出を依頼中。
- ・第38回全体会（令和4年5月）にて、札幌市自立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証委員会の設置が承認された。

【精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム】

- ・平成30年度末でプロジェクトチームを終結。
- ・令和3年9月より札幌市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会にて課題検討を継続中。

※課題No. 下の（ ）内は課題提出年度

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。</li> <li>平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。</li> <li>運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。 (平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定)</li> </ul> <p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第32回全体会(R1.5月)にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。</li> <li>移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> <li>第35回全体会(令和2年12月)にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。</li> <li>福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出していた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。(No.18と26にも関連の記載あり)</li> <li>運営会議(H30.12)にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。</li> </ul>	主: 移動 副: 支援技法・障害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				<p><b>【令和3年度】</b>            ・第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。            ・第37回全体会（令和3年12月）            移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引き継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p><b>【令和4年度】</b>            ・第39回全体会結果（令和5年12月8日）            移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。            ・運営会議結果（令和5年3月16日）            「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見、取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p><b>【令和5年度】</b>            ・第40回全体会結果（令和5年6月21日）  <u>さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。</u>  <u>※令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。</u>  <u>その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a>  <u>※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html">https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html</a>  <u>⇒協議会から提言された内容について、一部取り上げられている現状がある。</u></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。(東区6)	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。	<p><b>【課題整理】</b>          障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。          ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。          ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する          ③方法として、運営委員が各地区1 - 2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まつてもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り（1）研修、（2）広報等の活動を行ってもらう          ④まずは運営会議に相談する          ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。</li> <li>・平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。</li> <li>・令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。  <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyoukai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyoukai.html</a></li> </ul> <p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第36回全体会（令和3年6月）          住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。</li> <li>・協議会運営会議（令和3年7月）          住まいプロジェクトから引継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。          一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。</li> <li>・相談支援部会と居住支援協議会相談窓口（みな住まい）との情報交換会を実施（令和3年12月3日）</li> <li>・相談支援部会部会長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加（令和4年2月）</li> </ul> <p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会運営会議（令和5年3月16日）          No. 41の記載と同様。          ・札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiiiki-jiritusien/documents/koujireisuu.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiiiki-jiritusien/documents/koujireisuu.pdf</a></li> </ul>	主：住まい

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24) つづき				<p><b>【令和5年度】</b>            ・令和6年3月 さっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」が示されている。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></p> <p><b>【参考】</b>            ・障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト  <a href="https://shougaisha-sabetsukaishou.go.jp/">https://shougaisha-sabetsukaishou.go.jp/</a></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
35 (H25)	○一人暮らしの不安 これから一人暮らしを始めようとする人たちが持つ不安に対してどのように支援をしてゆくのか。長い間、入所施設や親元で暮らしていた障がい者が、これまで経験したことのない一人暮らしを始めようとする際、少なからず不安を覚えるであろうことは想像に難くない。特にその日常生活にさまざまな支援を必要とする障がい者の場合はなおさらである。 1ヶ月程度の「宿泊体験プログラム」への助成制度や、家具設備があり保証人不要の短期賃貸マンションを活用したアパート生活の体験入所支援等を実施しているところもある。「地域生活の体験」に向けての支援が、障がい者のみならず、その家族の不安を軽減することに役立つと思われる。(東区18)	一人暮らしを始める人たちの不安を解消する仕組みについて検討する。	<p><b>【課題整理済】</b> 住まいに関するプロジェクトチームで検討。及び、運営会議で検討中の身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームができたらそちらでも検討をすることにする。</p> <p><b>※住まいに関するプロジェクトチーム(平成29年6月22日)</b> 運営会議から上がってきたこの課題について共有。今後プロジェクトで検討していく課題として共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームが設置。</li> </ul> <p><b>【第34回自立支援協議会全体会】</b> ・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行プロジェクトチームより地域生活拠点に関する提言について審議。全体会の委員全員から承認との回答があったことから、地域生活拠点に関する提言は自立支援協議会の委員の総意と判断し、自立支援協議会から札幌市に対し、地域生活拠点に関する提言書を提出することとする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認22名、不承認0名。</p> <p><b>【参考】</b> ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点(以下、「拠点」という。)」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様</p>	主：住まい 掲載：地域 移行

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
69 (H26)	札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。(相談)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	入所できる施設が見つけられない  入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では?地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流れが作れたら助かるが・・・。	<p><b>【課題整理済】</b> 触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。</p> <p>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトにて課題検討。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点(以下、「拠点」という。)」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。</li> </ul> <p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第36回全体会(令和3年6月) 身体障がい、知的障がいの地域生活移行に関する課題についてどのようにしていくか、運営会議でどのように引継いでいくか、具体的に検討していくことを承認。 地域生活支援拠点の検証・検討の場、課題についての報告の場については、札幌市で検討し報告する予定と確認。</li> <li>第37回全体会(令和3年12月) 協議会運営会議にて、各専門部会、地域部会へ「身体障がい者・知的障がい者の地域移行に関する課題」の抽出依頼を行うことを確認、依頼を実施したことを報告。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</li> <li>地域生活支援拠点検証委員会に係わる準備会議が令和4年3月30日に実施された。</li> </ul> <p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第38回全体会(令和4年6月10日) 札幌市自立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証委員会の設置が承認された。</li> <li>第39回全体会(令和4年12月8日) 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。厚生労働省で示されている地方公共団体に検証および検討のための総括表及びチェックリストの様式に基づいて検討を行っていると報告された。</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第40回全体会結果(令和5年6月21日) 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた</li> </ul>	主:社会資源 掲載:地域移行

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における  
課題整理状況  
(第42回 全体会 資料)  
2024/6/26

分冊⑤

【移動に関するプロジェクトチーム】

- ・第35回全体会（令和2年12月）にてプロジェクトチームのまとめ報告およびプロジェクトチーム終了の承認。
- ・第36回全体会（令和3年6月）にてプロジェクトチームの最終報告書を札幌市ホームページに掲載することを確認。報告書については各地域部会等で活用していくことを依頼。残された課題解決へ向けての検証の場を協議会の中に持っていくことを承認。
- ・第40回全体会結果（令和5年6月）にて、さっぽろ障がい者プランの改訂へむけて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。

※課題No. 下の（　）内は課題提出年度

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の日中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。</li> <li>平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。</li> <li>運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。 (平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定)</li> </ul> <p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第32回全体会（R1.5月）にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。</li> <li>移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> <li>第35回全体会（令和2年12月）にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。</li> <li>福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出していた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。（No.18と26にも関連の記載あり）</li> <li>運営会議（H30.12）にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。</li> </ul>	主：移動 副：支援 技法・障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				<p><b>【令和3年度】</b>            ・第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。            ・第37回全体会（令和3年12月）            移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引き継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p><b>【令和4年度】</b>            ・第39回全体会結果（令和5年12月8日）            移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。            ・運営会議結果（令和5年3月16日）            「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見、取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p><b>【令和5年度】</b>            ・第40回全体会結果（令和5年6月21日）  <u>さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。</u>  <u>※令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。</u>  <u>その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a>  <u>※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html">https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html</a>  <u>⇒協議会から提言された内容について、一部取り上げられている現状がある。</u></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
5 (H24)	養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私的契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あつたとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。（東区5）	●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（教育分野など）とも連携し、解決策を検討する。 ●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。	【課題整理済】41の見解と同じ ・福祉の問題、教育の問題という分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。 ・福祉と教育の現場レベルの意見交換があってよい。プロジェクトを作つて現場レベルの担当者が非公式で話し合つても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出ている。 ・No.11の学内のボランティアの問題も含め、考える。 ・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別（視覚、聴覚、知的、肢体不自由（旧札肢ネット）、病弱）と地域別（東、西、南、北）に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。 ⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行つた（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討。また移動に関する課題の一つとしても、41の見解のとおり検討も進める）	【東区との意見交換結果】 ・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。  【参考】 ・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。項目に「利用者の送迎の実施」があり。 ・運営会議（H30. 12）⇒No. 41の記載と同様  【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動 副：教育

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
9 (H24)	・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。 ・東区は地下鉄沿線外の移動（交通）が不便である。(東区9)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対象要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増えるような施策を検討する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	<b>【課題整理済】41の見解と同じ</b> 東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるため、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。 <b>【第1段階】</b> 各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、各区で障がい者の通勤・通所に関して課題になっていること及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの課題整理プロジェクトチームへ報告する。 <b>【第2段階】</b> まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体会（運営会議）に報告する 想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業所や地域での工夫、実際の対応など ※通学の課題は「福祉と教育の私的勉強会」に委ねる	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大きい。</li> <li>通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに平均しても150円。</li> <li>雪国という事情も勘案して特区があってもよいのではないか。制度の話ではあるが、国に訴えていく要素もある。</li> </ul> <p><b>【令和元年度～令和5年度】</b>  <b>・No. 41の記載と同様。</b></p> <p><b>【参考】</b>  札幌市では、令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援を実施するため「札幌市障がい者就労支援事業」が開始された。<b>(令和6年4月一部改正) 支援計画書作成支援費について追加</b>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyou/gaisyasyuurousien.html">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyou/gaisyasyuurousien.html</a></p>	主：移動 副：教育
16 (H24)	障がい児の通学に関して、移動介助が必要なケースに対する支援の必要性。(東区16)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（子育て分野など）とも連携し、解決策を検討する。	<b>【課題整理済】41の見解と同じ</b>	<b>【令和元年度～令和5年度】</b> <b>・No. 41の記載と同様。</b>	主：移動 副：教育

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
19 (H25)	障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する支援の必要性。(相談1)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。 ・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動 副：教育
48 (H26)	現在、就労継続B型事業所に通所しているが、冬期間、雪で外出が困難になるために利用が難しいとの相談があった。事業所から最寄りの駅まで送迎を行っているところはいくつかあったが、自宅からの送迎は殆ど行われていない。生活介護事業所も自宅からの送迎をしているところはいくつかあったが、相談者宅からだと難しかった。ぬくもりサポートも検討しているが、ボランティア登録者が近くにいない為難しい。タクシー1メーターで行ける事業所も探したがなかった。(相談17)	電動車椅子の方への冬期間の外出支援について	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動
62 (H26)	移動支援の身体介護有・無は不要ではないか。 身体介護有・無の基準は食事・排泄に介助を要するか否かとなっているが、それは居宅内における基準であり、実際に外出した際は、トイレの設備が整っていなかったり、人混みだったりと身体介護無の方でも身体介護を必要とする。 また、身体介護無で認定を受けている新規利用者のため、事業所を探す際、「身体介護は有ですか？無ですか？」と聞かれる事が多く、移動支援サービス事業所につなげるのが困難な状況になっている。(東区)	移動支援の対象者は、外出の際に必ず身体介護が必要となることから、身体介護有・無という基準は必要ないのでは。	【課題整理済】41の見解と同じ ・身体介護無で受けてくれる事業所が少ないので単価が違う ・地区担当の調査は自宅での状況～外出時は異なる ・身体介護有無の基準が、自宅と外出時で異なることを反映できない	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
83 (H28)	40代男性、両下肢機能全廃（中途障害）。ごく短距離であれば屋内で壁や手すりを使って伝い歩きする事はできるが、段差の移動は困難。スポーツタイプの車いすを自走して日常的に外出しており、屋外移動の交通手段として公共交通機関も利用している。そんな本人の声。 ・『車いすマーク』の付いた路線バスがあるが、車いすの人が普通に利用できるわけではなく、バスの営業所に利用の予約を入れて、車両にスロープを積み込んで置く等の依頼をしないと利用できない。バス停で、他のお客さんとバスの到着を待っていて、車いすマークのバスが来ると、他のお客さんは私に「乗らないですか？」と声を掛けてくれるが、「予約したバスじゃないよ乗れないんです」と説明すると、皆不思議そうな顔をする。でも、それが普通の感覚なのだと思う。車いすマークが付いているのに車いすが乗れないバス。路線バスの車いすマークはいったい何のために表示しているのだろうか。また、状況によっては予約した路線バスの到着時刻に自分が間に合わない事もあって、そうなるとまた予約を入れ直さなければならない。  路線バスに簡易式スロープを常備するなど、車いすの人も、いつでも、どこでも路線バスを使えるようにすることはできないのだろうか。【相談】	<b>【課題】</b> 車いすの方が路線バスを使う時の困りごと <b>【考えられる解決策】</b> ・各バス会社への依頼（行政、関係機関、団体） ・積極的に簡易式スロープ購入費用の割引 ・バス会社にスロープの使用方法や介助方法のレクチャーができるような機会 ※地域づくり委員会への相談の可能性を含む  <b>【同様のケース】</b> ・予約しないことを理由に、乗車を拒否され、営業所に差別を訴えた ・当事者団体が事例を持っていないだろうか？ ・1日のスケジュールを全部決めて予約しなければならない。トイレに行くだけで、予約したバスを逃してしまうこともある ・交通局に問い合わせをしたら録音されるので、そういう声を残しては	<b>【課題整理済】41の見解と同じ</b> 障がい福祉課のバリアフリー担当に報告。検討結果のフィードバックを。	  <b>【令和元年度～令和5年度】</b> ・No.41の記載と同様。	どのような検討結果だったのかのフィードバックの内容は不明。 2019年度立ち上がる移動に関するプロジェクトチームで改めてこの課題について考えていく。
92 (H28)	移動支援について  公共交通機関が利用できない障がい者、公共交通機関だけでは目的地に行くことができない障がい者は、ヘルパー等が運転する車で目的地に行くしかなく、有償運送契約を締結して、移動支援制度を利用している。 ヘルパーが運転する車を利用し目的地まで移動した場合、車を運転をしている時間は、常時支援が行える状態にはないと理由で、移動支援の算定対象にならないとされている。【東区】	障がい者にとっては、ヘルパーが車を運転すること自体支援と言えるのであり、障がい者が、有償運送契約と移動支援の二重に負担する制度を軽減してほしい。 また、利用者が固定していることで、実際に利用したいときに使えないことがある。  特に、冬場は最寄駅までの移動も難しく、札幌の特性として、冬場だけでも運転する時間を算定対象として認めてもらいたい。	<b>【課題整理済】41の見解と同じ</b>	<b>【令和元年度～令和5年度】</b> ・No.41の記載と同様。	主：移動

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
93 (H28)	就労継続支援事業所の送迎について  就労継続支援事業所に通所する場合、利用者の通所のための送迎をしている事業所は少なく、通所に移動支援も利用できないため、障がい者は事業所に通所できずに困っている。【東区】	障がい者の社会参加を促すため、多くの就労継続支援事業所が利用者を送迎できるようにしてほしい。  家族の支援が得られず、自力で通所（外出）ができない障がい者は、引きこもりが常態化してしまう。事業所が送迎してくれるようになれば、障がい者の引きこもりが減っていくはず。  事業所が送迎しない理由などについてアンケートを実施し、事業所が抱える課題を探ってみてはどうか。	【課題整理済】41の見解と同じ	【参考】 ・平成30年度報酬改訂の際に、就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。  【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動
97 (H28)	23歳女性、知的障がい、療育手帳B、障がい支援区分4。 移動支援（身体無）の支給決定済。1事業所がサービス提供を実施していたが、提供日数が減少。新たに事業所を探すこととなり、A事業所がサービス提供可能となる。顔合わせの際、A事業所側から、区分4を理由に、行動援護への切り替えを強く進めるような発言を何度もされる様子が見られたが、本人の現状等の説明をし、A事業所も納得した上で契約。その後2度ほどサービス提供実施。しかし、その後、年末年始のサービス提供について、回数を増やせないかという相談を、当相談室からしたところ、このまま移動支援（身体無）の支給では報酬的に採算が合わないので、せめて移動支援（身体有）、もしくは行動援護への切り替えを進めて貰うか、できなければサービス継続は難しいとの返答をもらう。結果として、契約解除となつた。A事業所側の対応については日弁連でも事例としてあげているが、そもそも報酬単価の低さについても課題であると感じている。 【相談】	【課題】 移動支援（身体無）の報酬単価について  【考え方の解決策】 移動支援（身体無）の報酬単価の見直し。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
77 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。 <b>【現状の対処】</b></li> <li>まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。</li> <li>対応する事業所をさがしている。 <b>【意見】</b></li> <li>移動と就労の2つの課題がある。</li> <li>ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用</li> <li>元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすべてつぶの活用。</li> <li>ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区）</li> </ul>	<p><b>【課題】</b> 移動に制約のある方の就労支援。</p> <p><b>【取組提案】</b> 移動支援の通勤時の利用への拡大</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってきている 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしまふ</li> <li>就労部会への情報提供</li> </ul>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。</li> </ul> <p><b>【就労支援推進部会】</b> 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。</p> <p><b>【移動に関するプロジェクトチーム】</b> 平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No. 41の記載を参照。</p> <p><b>【令和5年度】</b> <b>・No. 41の記載と同様</b></p>	主：労働 副：移動

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における  
課題整理状況  
(第42回 全体会 資料)  
2024/6/26

分冊⑥

【分冊①～⑤に含まれないまたはカテゴリ分けされていない課題】

※課題No. 下の（ ）内は課題提出年度

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。</li> <li>平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。</li> <li>運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。 (平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定)</li> </ul> <p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第32回全体会(R1.5月)にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。</li> <li>移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> <li>第35回全体会(令和2年12月)にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。</li> <li>福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出していた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。(No.18と26にも関連の記載あり)</li> <li>運営会議(H30.12)にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。</li> </ul>	主:移動 副:支援技法・障害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				<p><b>【令和3年度】</b>            ・第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。            ・第37回全体会（令和3年12月）            移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引き継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p><b>【令和4年度】</b>            ・第39回全体会結果（令和5年12月8日）            移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。            ・運営会議結果（令和5年3月16日）            「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見、取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p><b>【令和5年度】</b>            ・第40回全体会結果（令和5年6月21日）  <u>さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。</u>  <u>※令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。</u>  <u>その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a>  <u>※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html">https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html</a>  <u>⇒協議会から提言された内容について、一部取り上げられている現状がある。</u></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
5 (H24)	養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私的契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あつたとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。（東区5）	●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（教育分野など）とも連携し、解決策を検討する。 ●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。	【課題整理済】41の見解と同じ ・福祉の問題、教育の問題という分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。 ・福祉と教育の現場レベルの意見交換があってよい。プロジェクトを作つて現場レベルの担当者が非公式で話し合つても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出ている。 ・No.11の学内のボランティアの問題も含め、考える。 ・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別（視覚、聴覚、知的、肢体不自由（旧札肢ネット）、病弱）と地域別（東、西、南、北）に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。 ⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行つた（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討。また移動に関する課題の一つとしても、41の見解のとおり検討も進める）	【東区との意見交換結果】 ・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。  【参考】 ・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。項目に「利用者の送迎の実施」があり。  ・運営会議（H30. 12）⇒No. 41の記載と同様  【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動 副：教育

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
9 (H24)	・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。 ・東区は地下鉄沿線外の移動（交通）が不便である。(東区9)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対象要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増えるような施策を検討する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	<b>【課題整理済】41の見解と同じ</b> 東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるため、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。 <b>【第1段階】</b> 各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、各区で障がい者の通勤・通所に関して課題になっていること及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの課題整理プロジェクトチームへ報告する。 <b>【第2段階】</b> まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体会（運営会議）に報告する 想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業所や地域での工夫、実際の対応など ※通学の課題は「福祉と教育の私的勉強会」に委ねる	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大きい。</li> <li>通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに平均しても150円。</li> <li>雪国という事情も勘案して特区があつてもよいのではないか。制度の話ではあるが、国に訴えていく要素もある。</li> </ul> <p><b>【令和元年度～令和5年度】</b>  <b>・No. 41の記載と同様。</b></p> <p><b>【参考】</b>  札幌市では、令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援を実施するため「札幌市障がい者就労支援事業」が開始された。<a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyou/gaisyasyuurousien.html">(令和6年4月一部改正) 支援計画書作成支援費について追加</a>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyou/gaisyasyuurousien.html">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyou/gaisyasyuurousien.html</a></p>	主：移動 副：教育

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
16 (H24)	障がい児の通学に関して、移動介助が必要なケースに対する支援の必要性。(東区16)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（子育て分野など）とも連携し、解決策を検討する。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動 副：教育
19 (H25)	障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する支援の必要性。(相談1)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。 ・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動 副：教育
34 (H25)	○対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。 ○区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。 ○現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多いため、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。 ○また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。 ○区分認定結果に違いがありすぎる。(手稻区5)	●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい（特に居宅ヘルパーの時間数） ●支給量の増加 ●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度の利用開始日の目安や、遡っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる	【課題整理済】 ・「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の困り感の把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区地域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。	・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定について論点の一つとなっている。  ・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf</a>  ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。	主：行政の仕組

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
74 (H27)	障がい者虐待対応について 札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。 障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか一泊させてもらえたが、ショートステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかった。 (東区) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	○いつ起こるか分からない障がい者虐待に対し、スムーズに対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していなかった。 ○虐待を受けた人を、速やかに保護できるところを整備する必要がある。 ○虐待を受けた人に対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。 ○今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたが、支援者がいない場合の対策を考えて欲しい。 <b>【部会の意見】</b> 虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。 障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。	<b>【課題整理済】</b> 障がいへの対応を、DV防止法の仕組や、犯罪被害者への対応などにも広める必要もある 弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をしたい 障がい福祉課の担当者にも伝える そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいるのかが分からぬ ～札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、DVなどのシステムが一つになる予定 東区地域部会での進捗もあれば、まちプロに情報提供お願い。  課題に対応できそうな社会資源の資料収集し東区地域部会に情報提供。 札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置  ※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）を訪問し、意見交換。</li> <li>さくらこの方を講師とした、区役所の担当職員等を対象とした研修開催。</li> </ul> <p><b>【虐待防止ネットワーク会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続的に開催中。（～令和5年度継続中）</li> <li>区担当職員の研修の開催については未確認。</li> </ul> <p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市要保護児童対策地域協議会より各区地域部会へ会議への出席を求める動きがあった。</li> </ul> <p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会好事例集にこの課題に関する取組みについて掲載された。</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。 基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待の防止」が示されている。</li> </ul>	主：行政の仕組

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
79 (H28)	<p>①障がい者虐待の事例（40代、身体障がい／事業者からの経済的虐待疑い） 援護の実施者が市外。グループホームに居住。事業者からの経済的虐待の疑いがある事例。 区に報告した後、特に情報がなくどのように取り扱われているかがわからない。 マニュアルの解釈のしかたに違いがあるように感じる。そのため、支援の方向性にもずれが出てくる。</p> <p>②児童虐待の事例（母：30代、精神／長女：小4／長男：小3、療育B-／次男：3歳／三男：0歳） 定期的に児相、区、保健センター、学校、保育園、福祉サービス事業者と個別支援会議を開催している事例。 要保護児童対策協議会と個別支援会議の間での情報の取り扱い方がわからない。 (個別支援会議の情報は必然的に要対協にあげられるが、要対協での内容は個別支援会議には下りてこない。) 【相談】</p>	<p><b>【課題】</b> 行政機関と障がい福祉サービス事業者（相談支援事業所含む）間の情報の取り扱い方と守秘義務の考え方について。</p> <p><b>【考えられる解決策】</b> ・行政との障がい者虐待防止研修開催 ・個別支援担当主査と相談支援事業所で勉強会（虐待対応マニュアルの解釈、役割や実際の動き方について） 必要に応じてマニュアルの見直しも検討。</p>	<p><b>【課題整理済】3.4の見解と同じ</b> ・課題意識を伝え、行政内部での課題検討を ・事業者側の制度理解も必要</p>	<p><b>【虐待防止ネットワーク会議】</b> ・No.74の記載と同様。</p> <p><b>【令和元年度～令和2年度】</b> ・No.74の記載と同様。</p> <p><b>【参考】</b> 「障害者虐待防止の更なる推進」について 運営基準に以下の内容が令和4年度より義務化された。            ①従業者への研修実施            ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置すると共に、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する            ③虐待の防止等のための責任者の設置  <b>⇒令和6年度 障害者総合支援法改正において、①～③の施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算を創設。</b></p>	主：行政の仕組

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類（サービス更新のお知らせ等）について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されていない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	<p><b>【課題】</b> 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。 中途視覚障がい者への対応。</p> <p><b>【考えられる課題解決策】</b></p> <p>○視覚障がい=点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。      ○SPコードがついていても、読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報提供をしていく（例：認定調査時など）⇒合理的配慮の観点から必要では？      ○ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかつていないので、勉強会を開くなど必要。      ○信頼する第三者（ヘルパー？）が伝えていく等の転送システムを考える。</p>	<p><b>【課題整理済】</b> <b>○区役所の取り扱い状況を確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして隨時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。</li> <li>・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはしていない。</li> </ul> <p>※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第35回全体会（令和2年12月 書面会議） 全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたいとの意見あり。 ⇒（札幌市回答）点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策3に「情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実」が示されている。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syoutaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syoutaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></li> </ul>	主：行政の仕組み 副：情報保障

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24)	重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。（東区7）	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	<p><b>【課題整理済】</b> 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。</p> <p>⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく  <b>⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置</b></p> <p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p>	<p><b>【東区との意見交換結果】</b> ・重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。 ・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。  <b>【参考】</b> ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。</p> <p><b>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</b> ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関するプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議（R2年4月・書面会議）、第34回全体会（R2年5月・書面会議）にて行なった。</p> <p><b>【令和2年度】</b>  <b>・第34回全体会結果 (R2.5.15)</b> 重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。</p> <p><b>・協議会運営会議 (R2.6月 書面会議)</b> 運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会（令和2年12月）へ報告書提出。</p> <p><b>・協議会運営会議 (R3.3.24 リモート会議)</b> 重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。</p>	主：身体と知的の重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24) つづき				<p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第36回全体会結果（令和3年6月） 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周りで困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げたうえで、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。</li> <li>・第37回全体会結果（令和3年12月） 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続出来そうなことは継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</li> </ul> <p><b>※令和4年度以降の「重度障がいの方に係る課題」については、No. 111へ記載。</b></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4)	<p>・Aさん 重度訪問介護の支給量の問題。 2020年10月非定型の申請 元々720時間/月→775時間/月を希望した。 2021年5月31日に札幌市から結果の内示があり、720時間/月→690時間/月以下(元々の支給量から約30時間減少) Aさんは、両手両足が全く自分の意思で動かすことができない思い障がいを持っており、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても775時間/月が必要と判断し「個別状況調査票・週刊介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、以下の時間を削られた。 体位交換(姿勢調整)1回5分 水分補給1回3分 その他、間接的な解除の時間数をすべて組み込めたとしても、約2.5時間となり、計画書で申請したものとは2時間の乖離があるとして、結果として希望した775時間から85時間少ない690時間と判断されたため、申請を取り下げた。 Aさんと支援者は、札幌市が主張する夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」の考え方は、実態に全く合わないと感じている。 Aさんは、障がいからくる事情で、毎日の就寝時間は、かなり不規則であり、そこでおこる実際の介助もランダムで、常にヘルパーが付いていなくては、生活でないことを相談支援専門員も認めているが、札幌市は判断を変えていない。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より減ることは、絶対に困るので、申請を取り下げて、元々の支給量を維持した。 【豊平区】</p>	<p>札幌市における、重度訪問介護の「非定型申請」に対する、支給量決定の運用に課題がある。      - ヘルパーが滞在している時間帯のうち、「標準的な介護の実働時間」を積算することは、適切なのか。      - 重度訪問介護にしかない「見守り」とは、どういうものなのか。</p> <p>必要な対応の提案 障害者総合支援法第1条の2にある基本理念にのっとり、次の①を基に②を行い、②にも役立つ③と④を行うことを提案します。特に③には、豊平区地域部会から数名の協力が可能です。①~④について、市域の取組と並行して、豊平区地域部会での取組も行いたいと考えています。</p> <p>①この課題は全市にまたがるものであり、各区での取り組み事例を収集するためのアンケート調査を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。      また、札幌市と以下の項目の統計を共有したい。      (非定型支給決定のマイナス面だけでなく、プラス面も共有したい)      - 各区の申し込み人数      - 各利用者の、元の支給量、希望支給量、結果の支給量について      - 各利用者は、結果の支給量に納得しているか、困っていないか。</p> <p>②「非定型申請」が段階的に施行されて2年が経過したので、支給量が不足して困っていた利用者が、どのように生活が改善されたのかなどを、相談支援専門員、支援事業者、障がい当事者、審査会委員などを交えて振り返りを行い、検証を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。</p>	<p><b>【課題整理済】</b> (令和4年9月29日運営会議)      - 事業の良い点、悪い点はもちろんあると思うが、携わっている人が少ないという状況がある。      - 非定型支給決定については、「見守り」と「待機」の考え方についても課題提起されている。      - 命に関わる生活を支えていくことについての研修を札幌市全体として取組み関心を持ってもらえば良いのではないか。      - 提案にある聞き取り調査の内容などについては、精査が必要になるが、具体的な内容について進めていいのではないか。</p> <p>(令和4年11月17日運営会議)      - 「重度の方への支給量が足りない」「ヘルパーが足りない」「重度障がいへの理解不足」という課題が多く聞かれるが、検討する話題を広げすぎると収集がつかなくなってしまう。話題は絞った方がよい。      - プロジェクトチームのような課題検討する場を立ち上げることについては、運営会議としては賛成。      ⇒プロジェクトチームを立ち上げるとしても、チームとして何を取り組んでいくかについては、もう少し具体的な整理が必要。      ⇒この課題について、障がい者プランへの提言をどのようにしていくのかも検討が必要。      - 重度障がいの方の検討の場を新たに設置し、また、課題については障がい者プランへの提言も行っていく。</p>	<p><b>【令和4年度】</b>  <b>・第38回全体会結果</b>      「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出については、令和4年9月の運営会議にて一旦、進捗確認することを共有。そのうえで抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうなことや運営会議で解決へむけての取組みを行うことについて検討していくことを確認。  <b>・第39回全体会結果(令和4年12月8日)</b>      「重度障がいの方に係る課題」について、豊平区と東区の地域部会から課題が提出され、運営会議で課題整理、検討を行った結果。この課題についてプロジェクトチームの設置について進めていくことを運営会議から提案し、承認された。さらに運営会議としては、具体的なプロジェクトの活動内容について検討し、次回(令和5年度)の全体会で提案することを確認した。  <b>・運営会議結果(令和5年3月16日)</b>      No. 41の記載と同様。</p> <p><b>【令和5年度】</b>  <b>・第40回全体会結果(令和5年6月21日)</b>      重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームについて、活動目的、構成員、スケジュールなど全体的な内容含めて承認された。  <b>・第41回全体会結果(令和5年12月5日)</b>      重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動報告。地域生活全般に関するアンケートの実施。訪問視察、研修会の企画など今後予定している活動等について報告された。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4) つづき		<p>③札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、支援事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を実施してほしい。その際の利用者の選定には、豊平区地域部会からも数名の協力者を推薦いたします。</p> <p>④相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障害を持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施してほしい。その際には、豊平区地域部会も協力します。</p>	<p>・まずは非定型支給決定の課題だけに絞らず、広く重度身体障がいの方の地域生活の難しさについて、検討する場の設置を目指すこととする。 ※令和4年12月8日第39回全体会へ重度身体障がいの方の課題を検討する場を設置すること、重度身体障がいの課題と協議会での取り組みについて障がい者プランへの提言を行っていくことについて、提案をする。</p>		

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
112 (R4)	Bさん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年1月に札幌市から結果の内示 720時間/月→570時間/月（元々の支給量から120時間増加） Bさんは、重い障害を持っていて、歩行ができず、両手も細かい動きや正確な動きが難しく、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても常時ヘルパーさんがいないと生活できない事を認めているが、週1回の日中活動の時間は、ヘルパーが必要ないので、760時間/月で申請した。 日中活動は、コロナの影響や祝日のお休みがよくあるため、その分を多めに申請したが、札幌市はそういう要素は勘案しないとして支給量を算出した。 さらにBさんは、毎日ヘルパー2人体制で1時間の入浴をしているが、札幌市は確実に2人必要な部分のみ時間数として積算するとして、1時間のうち、 居間から浴室への移動1分 浴室から浴槽への移動1分 浴槽から居間への移動1分 合計3分をひと月分積算した時間しか認めないとしました。	・ No. 111の記載と同様	【課題整理済】 No. 111の見解と同様。	【令和4年度～令和5年度】 No. 111と同様。	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
113 (R4)	Cさん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年2月に札幌市から結果の内示 450時間/月→690時間/月（元々の支給量から220時間増加） Cさんは、両手両足が全く自分の意志で動かすことができない重い障害を持っており、意思疎通も難しいことはわからないことが多い、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても760h/月が必要と判断し「個別状況調査票・週間介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、札幌市は、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、実働していない時間分を削るという取り扱いで、希望の時間数は支給されなかった。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より増えることは、絶対に必要なので一旦札幌市の示した支給量で申請した。 【豊平区】	・ No. 111の記載と同様	【課題整理済】 No. 111の見解と同様。	【令和4年度～令和5年度】 No. 111と同様。	
114 (R4)	筋ジストロフィーで四肢麻痺により、寝返り、排泄、飲水等全ての生活面において介助が必要で、就寝中は鼻マスクの呼吸器を使用している女性。 重度訪問介護を利用し夜間中心の介助を受けていたが、日中も介助を受けないと非定型を申請したところ、実際に介助を要する時間のみ支給量として認められて、申請した時間の一部が「待機」として支給量に算定されなかった。 女性は、450時間の支給を受けているが、夜間に常に介助が必要で30日計算で夜間（就寝）240時間を使うことになり、起床時間14時間の内7時間しか介助に入ることしかできないため、日中排泄を我慢するため水分を控えたり、食事を減らすなどして体調を崩すこともあった。必要なところに介助者がいて我慢することなく安心した生活を送れるようになりたい。 【東区】	【個別ニーズ】 夜間について、いつトイレに行きたくなるか、いつ鼻マスクがずれるか等、常に介助が必要になるか分からない時間は「待機」ではなく「見守り」として支給量に算定してほしい。  【部会の意見】 ・生活介護の利用も考えられるが、本人が希望していないことからその意思を尊重すべきではないか。 ・複雑な個別事案について対応する部署があるといふと思う。  【課題】 重度訪問介護の非定型による支給決定における「見守り」と判断する基準の明確化	【課題整理済】 ・ No. 111の見解と同様	【令和4年度～令和5年度】 No. 111と同様。	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
33 (H25)	相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談員の数も増員して、もっと相談を行うことができるような環境にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助（委託運営費）などを充実してほしい。（手稿区4）	● 相談支援事業所の充実	<p>【課題整理済】</p>	<p><b>【相談支援部会の結果】</b> 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討した。 平成27年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。 ⇒常勤専任職員加算、有資格者加算の開始</p> <p><b>【令和2年度～4年度】</b> ・障がい福祉課が各委託相談支援事業所をヒアリング訪問し、相談支援事業所の実情について確認し、札幌市の相談支援体制について検討を行っている。</p> <p><b>【令和5年度】</b> ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策5に「自立・相談の支援」が示され、個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備を施策の柱の一つとしている。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syoutaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syoutaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></p>	主：相談支援事業

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
47 (H26)	養護者からのネグレクトで卒後支援の学校が区役所に通報した。学校や作業所、相談支援事業所などもともと関わっていたが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。(相談16)	障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待対応マニュアルに沿って対応したケースがありました。フロー図では相談や通報、届出を区保健福祉部が受付た後、初動体制検討や調査などを経て「個別ケース会議」が開かれることになっていますが、このケース関わりのあった相談支援事業所をはじめ関係機関は参加しないで検討され援助方針が決まってしまいました。 関係機関が参加できるのはどのような場合で、誰が判断するのかを知りたいです。	【課題整理済】	<p><b>【相談支援部会の結果】</b> 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。 平成28年3月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。</p> <p><b>【相談支援部会からの回答】</b> ・障がい福祉課で検討</p> <p><b>【参考】</b> ・平成30年6月に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応 の手引き」及び「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き」一部改訂について厚生労働省より通知 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokkyokushougaihokenfukushibu/0000211205.pdf">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokkyokushougaihokenfukushibu/0000211205.pdf</a></p> <p><b>・札幌市の障がい者虐待対応マニュアルについては、平成26年度改訂が最後となっている。</b></p> <p>・令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p><b>【令和2年度】</b> ・札幌市要保護児童対策地域協議会より各地域部会へ会議への出席を求める動きがあった。</p> <p><b>【令和5年度】</b> <b>令和5年11月に札幌市の障がい者虐待対応マニュアルが改訂された。</b></p>	主：相談支援事業

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
101 (H29)	他市町村では「計画案に沿った時間数」が認められていたが、札幌市では「支給審査基準」に基づいた支給量の時間数しか認められなかった。 具体的には、他町から転入してきた支援区分4の方でサービス等利用計画案に関わらず、「身体介護80時間→35時間」、「家事援助10時間→35時間」と変更になり、従来入っていたサービスが時間数の縛りを受け、入浴の回数を減らす、浴槽に浸かる時間を短くするなどのサービスの見直しをかけることになった。【東区】	サービス支給決定にあたって、サービス等利用計画案が十分に反映される仕組みになっていない。利用者の事情に応じ、サービス等利用計画案を考慮した個別性、柔軟性のある支給決定が認められるようにしてほしい。 また、適切なサービス等利用計画案が作成できるようにするため、相談支援事業所による計画相談を拡充する必要がある。 <b>【東区地域部会の意見】</b> 利用者の個別ニーズに対応するためには、相談支援事業所、行政双方の専門性の向上が求められる。 サービス等利用計画案に係る検証については、障害支援区分等認定審査会の活用等も検討する必要がある。	<b>【課題整理済】</b> ・支給審査基準はどこの市町村にもあるが、札幌市の場合はその基準を超える場合の決定協議する場がないので、そのような協議をする場が必要。 ・相談支援部会としても、計画相談の推進について考えることになっているので、相談部会でも検討していく。 ・少なく必要だと言っても、基準通りの時間で決定される実態がある。  ※相談支援部会で検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定についても論点ひとつとなっている。</li> <li>平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。詳しい内容は以下参照。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf</a></li> <li>令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b> No. 7およびNo. 111の記載と同様</p>	主：相談支援

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
1 (H24)	ヘルパーの知識や技量について。 ・発達障がいの知識 ・技量のラインが年々低くなっている ・そもそも養成する研修の場が少ない。 ・現場での人材不足が深刻。（東区1）	●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。 ●良質な人材の確保につながる施策を検討する。 ●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。	<b>【課題整理済】</b> 札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に関しての研修を行う。 そのために、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようになっているのかを知る必要があるので、まずはヘルパーにアンケートを取り、（1）実際に研修が必要だと思うか、（2）研修が必要であるとすればどのような研修が良いか、（3）研修に参加するとすると時間帯は、（4）どのような環境であれば研修に参加しやすいのかを分析し、アンケート集約結果を参考にして研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役になってもらってそのまま役（事業所等）が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作っていたらしく。それができた時点で協議会の担当者はバトンタッチして協議会としての役割を終える。  ⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行った（25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼） ⇒東区内の取り組みは東区地域部会で引き続き実施予定。市域の取り組みについては関係団体等に依頼中。	<b>【東区との意見交換結果】</b> ・研修の継続が必要 ・ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか？当事者の声も必要。東区の研修開催も重心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の8～9割は高齢が対象。 ・ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市ぐらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となっているか？ ⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。 ・移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。 ・良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があってもよい。ヘルパーのアベンジャーズを。  <b>【第28回札幌市自立支援協議会全体会】</b> 第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム（ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム）設置承認	主：支 援技 法。障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
115 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用者がヘルパー利用できない</li> <li>・サービス提供を拒否されてしまう。</li> <li>・ヘルパー調整ができない</li> </ul> <p>【中央区】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支が合わない</li> <li>・ヘルパーの不足</li> <li>・適切なサービス利用ができない (サービスの質、種別、時間帯)</li> <li>・駐車料金が高額(中央区)</li> </ul> <p>提案)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全市アンケート調査をお願いしたい この問題は中央区だけの問題なのか?</li> <li>2. 障がい者プランの見直しをきちんと行ってもらいたい ヘルパーの必要性や実態に合わせた検討をしてもらいたい(必要なヘルパーサービスが提供されるための実態把握と体制整備をプランに提案したい)</li> </ol>	<p><b>【課題整理済】</b> (令和5年1月26日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの不足は中央区だけの問題ではない。行政に協力してもらう必要もある。しかし、協議会として自分達でできることは、自分達で考え、ボランティア活動など、工夫しながら協力していきたい。</li> <li>・ヘルパーが足りないのは重度身体障がいだけではなく、知的や精神の方へも不足がある。本当に必要な方に行き届かない状況もある。 →中央区だけではなく、全市的に実態調査を行い、その結果を障がい者プランにも反映できることを目的に課題内容を確認。</li> <li>→令和5年2月の地域部会連絡会でも各区で実態調査の協力をえることができるか意見交換をする。</li> </ul> <p>(令和5年2月27日 地域部会連絡会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区地域部会の取組の違いや優先度が違うので、一齊に協力するのは難しいのではないか。もう少し具体的な方法などを含めて検討できる案が必要。 →もう少しアンケート調査の発信の方法や集計、分析の方法などを協議会運営会議で詰めてから、次回以降の地域部会連絡会で検討。検討事項として持ち越し。</li> </ul> <p>(令和5年3月16日 運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー課題への具体的な取組みは協議会の活動であることを運営会議で再度確認し、合意を得る。</li> <li>・具体的なすすめ方、アンケートの集計や分析などはどうするのかについては、議論のたたき台をつくり継続検討していくことになる。</li> </ul>	<p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで自立支援協議会で検討、取組まれてきたヘルパーに係る課題について障がい者プランの計画検討部会担当部署に報告された。(No. 41の記載の通り)</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第40回全体会結果(令和5年6月21日) 運営会議報告にて、中央区から提出されたヘルパーの実態調査について、今後札幌市全体で調査を進めていくことについて検討していることが報告された。</li> <li>・第41回全体会結果(令和5年12月5日) 最終的に協議会として取り組むべき目標や把握すべき実態を整理し、調査を行う事を報告。まずはヘルパーサービス事業所と相談支援事業所にアンケート調査を年度内に行うことを報告し、協力依頼を行った。</li> </ul> <p>※「自立支援協議会 ヘルパーサービスの現状に関するアンケート」として、令和5年12月20日～令和6年2月16日の期間で実施。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
67 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動援護の在り方について 危険認知力が低く、突然の飛出しや他害がある方が行動援護の対象者だと認識しているが、児童に対応できる事業所が少ないと感じる。また、事業所によってスキルに差があると感じる。</li> <li>障害児の地域生活について 地域に居住していても特別支援学級だと少し離れた小学校に通わなければならない場合がある。自宅の近くの公園で、小学校は離れてしまったが幼馴染と遊び、障害があっても地域のコミュニティで楽しく生活する。地域生活の支援を何よりも重視していきたいけれど、トラブルに発展してしまうことも多々ある。(東区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動援護を提供する事業所の意識改革</li> <li>行動援護ヘルパーの技術の向上</li> <li>地域の障害児(者)への理解・啓発を促す運動</li> <li>本人を中心に据えた地域ネットワーク作り(個別支援から地域支援へ)</li> </ul>	<p>【課題整理済】1と同じ見解 東区地域部会に情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームを承認。</li> <li>ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでは、平成30年度にヘルパーを対象にした座談会を開催。日々のヘルパーの想いや困りごとの共有等ができる仕組みを地域で作っていか検討。また、課題としては、技術向上もありつつも人材不足・事業所不足の課題がさらに深刻化してきていると確認。(令和元年7月1日ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム会議)</li> </ul> <p><b>【令和2年度～令和3年度】</b> ・No.1の記載と同様。</p> <p><b>【令和4年度以降】</b> ・No.115の記載と同様</p>	主（前半）：支援技法・障害特性 主（後半）：個別的
108 (R1)	サポートファイルさっぽろについて、保護者の物として、扱うと作成されないことがある。【南区】	保護者が作成しない場合、情報が途切れてしまう。作成についてサポートする機関が必要ではないか？	<p>【課題整理済】 (2019年7月16日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育のお子さん(特別支援学校や学級)については、個別の教育支援計画(様式はサポートファイルさっぽろ)の作成が義務化になった。学齢期になれば、サポートファイルさっぽろの様式が、学校で個別の教育支援計画作成のツールとして活用される。学齢期以前は保護者については、作成有無によって違いが出てくる。会議自体が発達障がいに特化した会議となっているため、障がいの有無に問わらずすべてのお子さんが作成するとなると、担当部署間での様々な調整が出てくることが予想される。行政からは、障がいの有無に問わらず活用できるとして市内の全小中学校へは周知案内をしている。</li> <li>もともと子ども分野で話題が出ていたものだったので、課題検討については子ども部会で引き続き検討させてもらいたい。今年度中には何らかの結論を出せるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども部会で継続審議中。</li> </ul> <p><b>【令和4年度】</b> ・第39回全体会結果(令和4年12月8日) 子ども部会よりサポートファイルさっぽろの学習会を子ども部会で行ったと報告あり。</p>	主：教育

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。(東区6)	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。	<p><b>【課題整理】</b>          障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。          ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。          ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する          ③方法として、運営委員が各地区1 - 2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まつてもらうよう呼びかけて、そこでチームを作り（1）研修、（2）広報等の活動を行ってもらう          ④まずは運営会議に相談する          ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。</li> <li>・平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。</li> <li>・令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。  <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyoukai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyoukai.html</a></li> </ul> <p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第36回全体会（令和3年6月）          住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。</li> <li>・協議会運営会議（令和3年7月）          住まいプロジェクトから引継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。          一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。</li> <li>・相談支援部会と居住支援協議会相談窓口（みな住まい）との情報交換会を実施（令和3年12月3日）</li> <li>・相談支援部会部会長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加（令和4年2月）</li> </ul> <p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会運営会議（令和5年3月16日）          No. 41の記載と同様。          ・札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiiiki-jiritusien/documents/koujireisuu.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiiiki-jiritusien/documents/koujireisuu.pdf</a></li> </ul>	主：住まい

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24) つづき				<p><b>【令和5年度】</b>            ・令和6年3月 さっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」が示されている。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></p> <p><b>【参考】</b>            ・障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト  <a href="https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/">https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/</a></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
37 (H25)	○情報の保障 地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすで入店できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。 特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「人」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。(東区20)	障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> <li><b>【参考】</b> ・No.6の【参考】の記載と同様。</li> <li><b>【令和3年度～4年度】</b> ・No.6の記載と同様</li> <li><b>【令和5年度】</b> ・No.100の記載と同様</li> </ul>	主：住まい 副：個別的情報保障
38 (H25)	○不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。(東区21)	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する	【課題整理済】6の見解と同じ	<p><b>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】</b> ・No.36の記載と同様。</p> <p><b>【参考】</b> ・No.6の【参考】の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様</p>	主：住まい 副：個別
39 (H25)	○大家・管理会社の不安 大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。(東区22)	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p><b>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】</b> ・No.36の記載と同様。</p> <p><b>【参考】</b> ・No.6の【参考】の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・No.6の記載と同様</p>	主：住まい 副：個別

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
87 (H28)	36歳女性、ALSで気切、人工呼吸器装着、胃ろう造設。夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。 8か月前に初診だが、進行が非常に早く既に寝つきで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる音で多少話している内容が聞き取れる状態。 本人としては、まだ会話ができる内に自宅に戻って息子さん、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、喀痰事業者一覧事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規でサービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】	<p><b>【課題】</b> ALS患者のヘルパー手配について</p> <p><b>【考えられる解決策】</b> 医療的ケアが必要な人への重度訪問介護は通常の重度訪問介護よりも事業所が見つからない。 特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所毎に研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかの一覧がない。 特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施（毎月どこかで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まったら研修受講ができるなど）。</p> <p>PA制度による医療的ケアの整理。</p> <p>*ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>	<p><b>【課題整理済】</b> 次に同様のケースがあった場合に、体制をどう作るか。 ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受ける必要がある。 研修事業者の指定は道。 自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。 重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。 医療的なこともあるので、訪問看護などとも関わっていった方が良い。 ALSの方にサービス提供する事業所は一部。 ヘルパーPTでも研修のひとコマにALSについて入れることはできるかもしれない。 重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが無くても事業所が無い。 ALSは難病なので毎日訪問看護入ること可能。 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討</p>	<p><b>【平成30年度】</b> ・平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置。検討会では、重度障がい者を支える人材育成についても論点のひとつとなっている。 ・重複障がいに関するプロジェクトチームでも、市内の居宅介護事業所や訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 ・平成31年3月に「重複障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf</a></p> <p><b>【令和元年度】</b> ・重複障がいに関するプロジェクトチームにて、市内の訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。</p> <p><b>【令和2年度】</b> ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。 ・協議会運営会議(R3.3.24 リモート会議) No.7の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度～5年度】</b> ・協議会運営会議(令和5年3月16日) No.41の記載と同様 ・重度障がいの課題については、No.7およびNo.111の記載と同様。 ・ヘルパーの課題については、No.1およびNo.115の記載と同様。</p>	主：医療 副：支援技法・障害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
88 (H28)	<p>45歳 女性 A L S (気管切開、胃瘻、人工呼吸器あり) 夫(潰瘍性大腸炎を患いながら福祉施設に勤務)、娘2人(中学生と小学生)と同居 <b>【在宅生活中、利用していたサービスなど】</b> 重度訪問介護720時間(ヘルパー事業A、Bの2ヶ所)※720時間の大部分をAが担っていた。 訪問リハビリ 訪問診療</p> <p>事業所Aのヘルパー退職が相次いだことで、720時間の調整が困難となり、6月上旬から市内の病院へレスパイト入院。Aを通じて6月中旬にヘルパー調整の相談依頼を受ける。入院後Aの紹介で、事業所Cが加わり入院中PAとして病院へ派遣開始。本人、家族の希望は『720時間のヘルパー調整を行い在宅復帰』。病院も入院当初は『720時間の調整がつくまで』という条件で受け入れていた。道HPから『喀痰吸引等に関する登録特定行為事業者一覧(重度訪問介護)』すべての事業所にあたったが、対応頂けるという返答を貰った事業所2ヶ所のみ。9月8日時点で、未調整の時間が約350時間。720時間の調整は困難となる。病院も調整つく目途ないのであれば施設へ退院を推すようになる。生活介護、短期入所等の併用も含め、在宅復帰検討となるが、受入可能な通所、短期入所もほぼ皆無な状況。社会資源不足が原因で在宅復帰が非常に困難となっているケース<b>【相談】</b></p>	<p><b>【課題】</b> 重度訪問介護720時間の支給決定を受けている方の退院に向けたサービス調整</p> <p><b>【考え方の解決策】</b> 解決策が見当たらぬが考えられるとしたら、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源(医療ケアがあっても受入てくれる事業所)の拡充促進 通所も、ショートも、ヘルパーも・・・</li> <li>・喀痰吸引等の研修頻度の増回(現在年2回くらい?)</li> <li>・医療的ケア対応事業所の加算の充実</li> </ul> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p> </p>	<p><b>【課題整理済】87の見解と同じ</b> PAのサクションは、同意書で可能。胃ろうはできない。</p>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度報酬改訂により、医療的ケア児者に対する支援の充実がある(重度訪問介護についての規程は無い)。 ⇒札幌市医療的ケア児支援検討会が平成30年6月に設置された。</li> <li>⇒平成31年3月 上記検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyosho/documents/houkokusho_190319.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyosho/documents/houkokusho_190319.pdf</a></li> </ul> <p>⇒令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでも課題として検討。</li> </ul> <p><b>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 7の記載と同様。</li> </ul> <p><b>【令和2年度～令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 7およびNo. 111の記載と同様。</li> <li>・No. 41の記載と同様。</li> </ul>	主 : 医療 副 : 支援技法・障害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
102 (H30)	一人暮らしをしている知的障害のある方が区役所から様々な通知書が送られて来ても、漢字等にルビが付いていない何について書かれているのか分からなくて、とても困っている。【東区】	<p>ルビが付くと読める知的障害のある方もいるが、ルビがあると反って読みづらくなる発達障害や視覚障害のある方もいるので、多くの方が読める通知の方法を検討する必要がある。</p> <p>行政からの知的障害のある方への通知書等（特に福祉に関するもの）には全てルビを付けるようにする。</p> <p>タイトルだけでも、ひらがなで表示したり、問い合わせ電話がしやすいよう電話番号を目立つようにしたり、大切なお知らせだとわかる色つき封筒で送付したり、工夫する。</p> <p>全国手をつなぐ育成会連合会 本人活動支援委員会が作成した「わかりやすい情報提供のガイドライン」大阪手をつなぐ育成会「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」を活用し通知の方法を検討する。</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて各区で個別的に対応してくれていることは確認した。</li> <li>・一概にルビがあればということではなく、本人にわかりやすい表現というのは大切になってくる。</li> <li>・例えば、「この書類は重要なのでわからなければ誰かに相談してください」と表記をする等の工夫は出来ないかについては、今後の検討になるが、行政の意識としても「わかりやすさ」を意識するような状況になってきている。</li> <li>・「わかりやすい情報提供ガイドライン」を市役所（障がい福祉課）内で回覧し意識を高める。各区保健福祉課福祉支援係には、東区地域部会からの地域課題フィードバックのため、運営会議議事録 課題整理シート、情報提供ガイドラインはその参考資料として送付する</li> <li>・視覚障がいの方への通知については、各区で個別に対応しているという回答。第三者に伝えていくシステムについてという意見が出ていた（課題No. 101）</li> <li>・課題カテゴリとして、新たに「情報保障」というものを作成。この課題はそちらに分類することにする。</li> </ul>	<p><b>【第35回全体会（令和2年12月）】</b> 全体会構成委員より区役所からくる通知等にはルビがなくわかりづらいとの意見あり。 ⇒（札幌市回答）一律にあらゆる通知にルビをつけたり、言葉を簡単にしたりすることは難しいですが、個別にお問合せいただきましたら、障がいの特性等に応じ、必要な合理的配慮の提供を行います。知的障がいのある方をはじめ市民の皆様にわかりやすい内容の文書を作っていくよう、努めていきたいと考えております。</p> <p><b>【令和5年度】</b> <b>・No. 100の記載と同様</b></p>	主：情報保障

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
30 (H25)	○知的障がい者には、情報の説明がわからない。避難場所が家から遠くなっているようであるが（近くにも避難場所があるのに）その理由もわからない。 ○救助体制はどのような仕組みなのか知りたい。 ○障がいのある方への情報提供の仕方などを再度見直して欲しい（ルビ振り）その他、一般市民に向けた周知も含む。 ○現在、これらの事に関してまちづくりサポーターと協議しているとの事だが、進捗状況と今後の方向性も含めて回答を頂き、各関係者（手稲区地域部会）にも伝えていきたい。（手稲区1）	● 震災時の避難（ハザードマップ含む）などについての情報が少ない ● 障がい者（子供、高齢者）が本当に避難できる場所なのか？見直してほしい	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報不足、避難所の整備等は引き続き情報収集する</li> <li>・まちづくりサポーターにより平成25年度の活動報告及び進捗状況については現在取りまとめ中。</li> <li>・平成26年9月11日の大雨の状況について、危機管理対策室が平成27年3月に報告書を作成。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所は非公開。開設されるかどうかが、その時の状況によるため。</li> <li>・一般の避難所から福祉避難所に誘導する仕組。</li> <li>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> <li>・平成30年9月に発生した「北海道胆振東部地震」後には、各地域部会で災害に関する検討が行われた。自立支援協議会全体としても災害に対する取組みと今後の課題に向けての検討を行うことを運営会議で決定。第32回全体会で、災害発生時の状況と対応、今後の課題について共有することにした。</li> </ul> <p>→令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf</a></p> <p><b>【参考 1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「札幌市災害時の要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置要綱」</li> <li>・「要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドライン（概要版）」<u>（令和元年9月作成）（令和3年3月改訂）</u> <a href="https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youairyosanijihi/nanjyo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf">https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youairyosanijihi/nanjyo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf</a></li> </ul> <p><b>【参考 2】</b></p> <p>※令和3年度報酬改定</p> <p>「感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する」と示される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染症対策の強化（全サービス）</li> <li>2. 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）</li> <li>3. 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）</li> </ol> <p>※令和6年度報酬改定</p> <p>・介護施設・事業所における業務継続計画の作成が義務化された。</p> <p>・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設された。</p>	主：災害 副：情報保障

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
30 (H25) つづき				<p><b>【参考 3】</b>  <u>札幌市が要配慮者二次避難所(福祉避難所)のリーフレット「福祉避難スペース・要配慮者二次避難所(福祉避難所)のご案内」を作成、周知(令和3年度)</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihiinanjyo/youhairyosyanijihiinanjyo.html">https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihiinanjyo.html</a></p> <p><b>【令和5年度】</b>  <u>・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策7「安全・安心の実現」が示され、災害時における要配慮者への対応などへの取組みについて記載されている。</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
103 (H30)	在宅で、24時間酸素療法を行っている障がい児が、震災に伴う停電で電源が確保できず、かかりつけのクリニックに相談したが、大きな病院への入院手配や紹介はしてもらえず、家族が直接電話するよう言われ困った。【東区】	24時間電源が必要な医ケアを在宅で行っている障がい児者が、災害による停電時に、電源確保などの入院が必要になった場合のしきみのあり方を検討する必要がある。	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営会議にて、自立支援協議会全体で北海道胆振東部地震発生時の状況まとめと今後についての検討を継続していくことを決定。</li> <li>・各地域の地震の対応についてまとめていく段階で、同様の課題を抱えていると確認されるのではないかと推察できるため、全部出そろった段階で、東区の課題をどのように扱っていくか整理していく。</li> <li>・イメージを共有して、協議会全体としてどのようにまとめていくか、どのように公表するか検討を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第32回全体会で地域部会、専門部会から報告する。 →令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf</a></li> <li>・地域部会連絡会では、「防災のまとめ」の周知を行っていくことと地域部会で防災に関する活動を継続的に行い、情報共有していくことを決定（令和元年8月21日地域部会連絡会）</li> </ul> <p><b>【参考 1】</b> 札幌市では、令和元年10月から、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する呼吸器機能障害のある方や難病患者の方などに対し、非常用電源装置等の購入に係る費用を助成する「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業」を実施することとなった。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_10.html">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_10.html</a></p> <p><b>【参考 2】</b> ・No. 30の記載と同様</p> <p><b>【令和5年度】</b> ・No. 30の記載と同様</p>	主：災害
104 (H30)	自閉症の子供の親が、多動などの障がい特性から避難所に避難できなくて在宅で過ごすしかなく、パニックなどの対応や食糧・水の確保が困った。【東区】	多動など障がい特性のため、一般避難所に避難できない障がい児者の避難所の指定について検討する必要がある。	<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>No. 103の見解と同様</p>	<p><b>【参考 1】</b> ・No. 30の記載と同様。</p> <p><b>【参考 2】</b> ・No. 30の記載と同様</p> <p><b>【参考 3】</b> ・No. 30の記載と同様。</p> <p><b>【令和5年度】</b> ・No. 30の記載と同様</p>	主：災害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
105 (H30)	精神や知的の障がい児者は、災害発生後数日から数週間後に心身に変調が現れたが、災害時の心のケア専門の相談窓口があることを知らなかった。【東区】	災害時に心のケア専門の相談を受ける窓口の周知を徹底する必要がある。  *生活支援ガイド 1. よくある質問 (Q&A) <a href="http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA">http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA</a>	【課題整理済】 No. 103の見解と同様		主 : 災害
106 (H30)	児童デイを利用する親が、事業所からの安否確認で訪問を受け、親子ともに安心できたという事例。 精神や知的の障がい児者は、震災発生直後の訪問等の対応で、ショックがかなり抑えられたという事例。【東区】	福祉サービス提供事業者が軸になった災害発生時安否確認のしくみを検討する必要がある。  例) 事業所連合チームが地区割りで安否確認する。 例) 障害者手帳・受給者証更新時に、近所の事業所の場所・連絡先をお知らせし、何かあれば頼るよう案内する。	【課題整理済】 No. 103の見解と同様	【令和5年度】 ・No. 30の記載と同様	主 : 災害
107 (H30)	本人や子供の障がいにより、避難所に避難できず 在宅で過ごし、水汲みや食糧確保に出かけても長時間並ぶことができず、入手できなくて困った。【東区】	障がい児者本人や家族が、優先的に水や食糧・ガソリンを確保できるような仕組みを検討する必要がある。	【課題整理済】 No. 103の見解と同様	【令和5年度】 ・No. 30の記載と同様	主 : 災害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
90 (H28)	54歳・男性・知的障害(療育手帳B-) 家庭の事情から家族との同居を解消。本人は単身生活を希望し地域のアパートへ入居。 日中は就労継続支援A型にて就労。障害基礎年金2級受給中。 これまで、同居家族が金銭管理を行っていたが、今後支援が得られないため社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を検討中。 生活保護受給者は利用無料であるが、本人のような非課税世帯の方は利用料が1時間1,200円かかる。 数年前に胃潰瘍で2回入院した際、有給休暇も使い果たし、給料が0円になった経験が、本人の中に強く残っており「金銭管理は頼みたいけど、また倒れたら利用料が払えるかな」と心配しており、利用料が高いハードルとなっている状況。 就労継続支援A型での給料は時給制であり、本人の労働時間がダイレクトに反映される分、生活保護受給者よりも経済的に不安定であると感じた。【相談】	<p><b>【課題】</b> 日常生活自立支援事業の利用料金について</p> <p><b>【考えられる解決策】</b> 日常生活自立支援事業の利用料金について、非課税世帯の無料化</p> <p><b>【同様の事例】</b>            ・例えば過去には、本人が社協に出向けば300円位でやってくれてたこともあり、一律でなく、もっと柔軟になれば。            ・日自の原則は訪問になっている。</p>	<p><b>【課題整理済】</b>            ・日自利用件数などのデータを共有したい~札幌市は利用者が少ない?            →他都市に、社協以外の金銭管理制度はないか?            消費者センターを活用した仕組みできないか?             社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っているところもあって、でも割にあわない。グループホームで金銭管理しているところもあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではないか。            A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には行っている。法人単体ではなく、札幌市としてのシステムにする参考にできないか?             1時間1200円の利用料がかかる。実施主体の社協が利用料を決められることになっているが、全国的に統一されている様子。したがって、個別に利用料設定は可能かもしれない。            金銭管理について、日時と成年後見しか制度がない。            知的障がい、精神障がい、認知症の方が対象。単なる浪費癖は、対象にならず、契約能力がある人で、権利擁護審査会で利用決定。利用を認めてもらうことが難しい場合も有、本人が支援の必要性を自覚できていないと、使えない。金銭管理はオプション。             成年後見利用支援事業についても活用を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度専門部会連絡会で課題整理。就労支援随新部会で継続審議することとなる。</li> </ul> <p><b>【参考 1】</b>            ・札幌市成年後見制度利用促進計画が、令和3年3月に策定された。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/keouken.html">https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/keouken.html</a>            ・<u>令和6年3月に札幌市地域福祉社会計画2024が策定された。札幌市成年後見制度利用促進計画については、本計画に内包され、施策5「権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進」として示された。⇒</u>  <a href="https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/">https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/</a></p> <p><b>【令和3年度】</b>            成年後見制度利用支援事業の実施要項事務取扱が改定            ⇒令和3年7月1日から、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人・親族申立て事案においても、一定の要件を満たす方に対し、市長申立て事案と同様に助成実施。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/guide/zaitaku_06_3.html">https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/guide/zaitaku_06_3.html</a></p> <p><b>【参考 2】</b>            ・令和4年3月28日より成年後見制度の利用促進に係る中核機関(札幌市成年後見推進センター)が設置された。  <a href="https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/anshin/index.html">https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/anshin/index.html</a></p>	主 : 日 自・後 見

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
69 (H26)	札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。(相談)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	入所できる施設が見つけられない  入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では?地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流れが作れたら助かるが・・・。	<p><b>【課題整理済】</b> 触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。</p> <p>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトにて課題検討。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点(以下、「拠点」という。)」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。</li> </ul> <p><b>【令和3年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第36回全体会(令和3年6月) 身体障がい、知的障がいの地域生活移行に関する課題についてどのようにしていくか、運営会議でどのように引継いでいくか、具体的に検討していくことを承認。 地域生活支援拠点の検証・検討の場、課題についての報告の場については、札幌市で検討し報告する予定と確認。</li> <li>第37回全体会(令和3年12月) 協議会運営会議にて、各専門部会、地域部会へ「身体障がい者・知的障がい者の地域移行に関する課題」の抽出依頼を行うことを確認、依頼を実施したことを報告。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</li> <li>地域生活支援拠点検証委員会に係わる準備会議が令和4年3月30日に実施された。</li> </ul> <p><b>【令和4年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第38回全体会(令和4年6月10日) 札幌市自立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証委員会の設置が承認された。</li> <li>第39回全体会(令和4年12月8日) 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。厚生労働省で示されている地方公共団体に検証および検討のための総括表及びチェックリストの様式に基づいて検討を行っていると報告された。</li> </ul> <p><b>【令和5年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第40回全体会結果(令和5年6月21日) 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。</li> </ul>	主 : 社会資源 掲載 : 地域移行

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
86 (H28)	<p>53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（大腸がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。</p> <p>【本人の要望】働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。</p> <p>【妻の要望】働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくなり会話が困難になっている。適切なリハビリを受け少しでも病気の進行を遅らせたい。</p> <p>【本人の状況】場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪い人などに「死ね！」と言いトラブルの可能性がある。作業中の人の接触やストレスなどで床や机・自分の顔を殴る。徐々にADLも障害されてきている。</p> <p>【社会資源について】①短期入所などのレスパイトサービス：介護保険施設は同年代がない・障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。②認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいない事や、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事業所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ない事と対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きくご本人に違和感があるように思われる）④病状告知されから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】</p>	<p><b>【課題】</b> 若年性認知症の方への社会資源がない</p> <p><b>【考えられる解決策】</b> ①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究→必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるような仕組み作り。</p> <p><b>【同様のケース】</b> ・急に発症すると、障害領域の資源になじまない ・記憶の保持が難しいと、受入側のノウハウがない</p>	<p><b>【課題整理済】</b> 働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。 進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。 病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。</p> <p>就労支援推進部会に検討を依頼。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援推進部会で継続審議中。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若年性認知症の人と家族への支援の手引き <a href="https://www.city.sapporo.jp/kaigo/ninchisyoshien/jakunen_te_biki.html">https://www.city.sapporo.jp/kaigo/ninchisyoshien/jakunen_te_biki.html</a></li> </ul>	主：社会資源

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
89 (H28)	夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチー）1種1級、支援区分6。 本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使用し自宅で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく立たせてもうことができれば、少しの間立位を保ち、手すりにつかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方が身体状況の特性上難しい。 夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の用事があり、外出しなければいけないこともある。 この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足により本人の支援から撤退することになり、相談支援事業所が事業所紹介で関わってきた。本人からの利用希望に合わせてヘルパーを導入していきたいが、問い合わせる先々で人員不足で対応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないことや、本人がトイレを我慢するしかない状況がでてしまつた。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場合にどうしたらよいか困っている。【相談】	<p><b>【課題】</b> 重度訪問介護の事業所が少ないとことについて</p> <p><b>【考えられる解決策】</b></p> <p>①重度訪問介護を利用する方々のニーズの個別性に沿って支援ができるように、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると良いと思っている。そのためには、請け負う事業所側にもメリットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。また、事業所によつては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認めていない事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術向上の取り組みがあつてもよいのではないか。</p> <p>②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半分以下しか使用していない利用者もいる。PA制度を時間拡大のためだけではなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために活用できる仕組みがほしい。</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>ヘルパーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くので難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もペイする。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらう仕組みが作れたら良い。 今まで付き合いのある事業所同士で調整していくが、できなくなってきて、相談に繋がってきてている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうではない。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていいかないとならない。 事業所として受けたくても、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることも考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方か? 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えている。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数を載せていかないと取り組みづらいのでは?ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せないと。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作れるように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議体を持つことも必要か?</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討課題として追加。検討中。</li> <li>・ヘルパープロジェクトとしても、管理者研修の必要性を強く感じている。専門部会連絡会と協働で検討し、研修についての議論を進める(令和元年6月24日運営会議)</li> </ul> <p><b>【令和3年度】</b> ・No.1の記載と同様。</p> <p><b>【令和4年度以降】</b> ・No.115の記載と同様</p>	主 : 社会資源 副 : 制度(国) 副 : 支援技法・障がい特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
119 (R5)	<p>・身体介護でヘルパーを利用しているが、時々ヘルパーを回せず、ヘルパーに来てもらえないことがある。(本人・家族・支援者) 【東区】</p> <p>■課題について 東区地域部会からは過去にもヘルパーの人材不足について課題提起してきたところであるが、ヘルパーに限らず、さらには福祉業界に限らず人材不足、働き手不足が叫ばれる昨今、深刻さは増す一方となっている。 支給量はあってもヘルパーが見つからないため、必要な支援が受けられず生活に支障をきたす場合がある。</p> <p>■取り組みについて 人材不足に特効薬は無く地道な取り組みが重要となるため、既存の業界人材の流出防止対策はもとより、将来を見据え、次世代の核となる若者に向けたアピールが必要である。 介護を学ぶ学生や中高生等にとって、障がい分野のヘルパー業務について、高齢分野と比較しイメージしにくいのではないかという想定のもと、障がいのある人たちやその生活の多様さについて、支援者にとってのやりがいについて、といった魅力を伝える機会を一層増やし、PRしていくことが必要ではないかと考える。 既に実施している事業もあるかと思うが、部会関係者ですら認知不足などもあるため、各部会と連携・協力し、更なる周知を図ったり、新たな取り組みを組み合わせるなどを検討する余地はあるのではないか。また、定年退職後の人材など、既存のターゲットに留まらない層へのアプローチも有効と考える。</p> <p>■東区地域部会での取り組み予定 介護を学ぶ若者等への魅力発信の機会について、出前講座のような形で実施できないか、障がい当事者でもある部会委員(身体、知的、精神の3名)とともに部会で企画を検討中。 また、既存人材への取組としてヘルパー座談会の開催や、長年続くふくしまルシェの交流の場としての異なる活用に取り組んでいく。</p>	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月28日運営会議</li> <li>①ヘルパーの人材不足に関して、すでにある活動(取組み)について、運営会議でまずは情報共有する。</li> <li>②重度の方のヘルパーの課題についてや事業所情報の発信について、札幌市としてどのようにしているのか、運営会議で情報共有する。</li> <li>③この課題について一度、地域部会連絡会で各部会長へ話題の周知・情報提供を行い、各地域部会でその内容について検討する。地域部会で出た話題を再度地域部会連絡会で取りまとめ、運営会議へ報告するという流れとする。</li> </ul> <p>・その後の運営会議での議論について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①②について、各地域部会で何か活動をしていることがないか情報収集を依頼。</li> <li>③について、12月、2月に開催された地域部会連絡会で情報収集および情報共有し、その話題を運営会議で報告することが話合われた。</li> </ul> <p>・令和6年3月14日 運営会議</p> <p>地域部会連絡会へ課題についての情報提供を行っているが、特に地域部会からの情報提供がなかった。</p> <p>＜運営会議での主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域部会のそれぞれが動きがあるので、地域部会連絡会で継続的に情報共有をしてもらってはどうか。</li> <li>・地域生活支援拠点検証委員会でも、地域で必要な資源であるということを発言していくことが必要。</li> </ul> <p>＜運営会議としての結論＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にも継続的にあがっている課題であるが、すぐに解決できる課題ではないため、東区の取組み(出前講座など区で取組んでいること)として整理していただき、情報共有していく。</li> <li>・課題としては忘れず、区切りとつけながら、必要に応じて協議会としてできることがあれば検討していく。</li> </ul>			

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
120 (R5)	・ヘルパーが足りなく、夜間支援が受けられるところが限られている。(本人・支援者) 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 119の記載と同様	
121 (R5)	・暮らし支援に入っているヘルパーが急病等で来れなくなったり際の緊急対応がショートステイしかなく、本人がショートステイを選びたくない場合の選択肢がない。(本人(身体障がい)) 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 119の記載と同様	
122 (R5)	・急にヘルパー事業所が閉鎖になり、入浴時に二人支援が必要だったり医療的なケアがあることから(サクション)、なかなかヘルパーが見つからない。(本人・家族・支援者) 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 119の記載と同様	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
25 (H25)	重度身体障がいの方の就職についての事例。 就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しくて具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内の主な介助は排泄介助。 雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談7)	・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。	<b>【課題整理済】</b> ・助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。 ・就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。	・就労支援推進部会で継続審議中。  <b>【参考】</b> ・札幌市では令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援を実施するため「札幌市重度障がい者就労支援事業」が開始された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyou/gaisyasyuurousien.html">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyou/gaisyasyuurousien.html</a>	
77 (H27)	・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。 <b>【現状の対処】</b> ・まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 ・対応する事業所をさがしている。 <b>【意見】</b> ・移動と就労の2つの課題がある。 ・ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 ・元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすべてつぶの活用。 ・ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。(清田区)	<b>【課題】</b> 移動に制約のある方の就労支援。  <b>【取組提案】</b> 移動支援の通勤時の利用への拡大	<b>【課題整理済】</b> ・移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってきている 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしまふ  ・就労部会への情報提供	<b>【参考】</b> ・平成30年度制度改革により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。  <b>【就労支援推進部会】</b> 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。  <b>【移動に関するプロジェクトチーム】</b> 平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No. 41の記載を参照。  <b>【令和5年度】</b> <b>・No. 41の記載と同様</b>	主 : 労 働  副 : 移 動

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
70 (H27)	札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。 褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまふ。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また瘦せていて一般的のマットだと痛くて眠れないで、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となつた。（東区）	特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。	【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・他のまちの状況は? →恵庭、北広島、江別 共に19600円（札幌市と同額） ・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は? →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも） ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知つもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知つてほしい。	・札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱が令和4年3月30日に改正。令和4年4月1日から施行されている。介護・訓練支援用具の特殊マットの中に「褥瘡防止マット」が追加され、エアーマット（基準額85,000円）も給付対象となつた。 ⇒ <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/documents/yoko.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/documents/yoko.pdf</a> （札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱（最近改正令和4年3月30日）	主：制度（地域） 副：行政の仕組

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
78 (H27)	<p>児童の放課後等デイサービス支給日数について</p> <p><b>【困りごと】</b> 生活全般に常時援助が必要な児童（IQ20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。 現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。 重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。 ・一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設げず支給している自治体もある。札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。</p> <p><b>【現状の対処】</b> ・児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。 ・移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイトにしかなっておらず、今本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。</p> <p><b>【意見】</b> ・必要性が薄い利用者もいる。 ・長期休業中や学校との連携に課題がある ・児にあった適切な支給量を決定することは、判断が難しいもの的重要なことである。 ・支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。 ・成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）</p>	<p><b>【課題】</b> 障害児にあった適切な支給日数の決定について</p> <p><b>【取組提案】</b> 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める</p>	<p><b>【課題整理済】</b> 児者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>	<p><b>【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】</b> 札幌市とその都度話し合いを行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々制度が変ってきた面もある。</p> <p><b>【令和5年度】</b> ・No. 52の記載と同様</p>	主：制度（地域）

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかわるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月～土までの起床介助と週3回の入浴介助(2名体制)で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらいたい続けた結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこのような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、一事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていきたいと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。【相談】	<p><b>【課題】</b> 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について</p> <p><b>【考え方の解決策】</b> 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース(ex:重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など)についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談以外とも役割分担が必要。</li> <li>札幌市の支給審査基準に関する課題。</li> <li>『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。</li> <li>相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 ⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。</li> </ul>	<p><b>【参考1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上乗せについて(改正)【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</li> </ul> <p><b>【参考2】</b></p> <p>・札幌市計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について(計画相談支援等マニュアル)において、介護保険サービス利用の方の計画作成について記載あり。</p>	主：制度(市域) 副：介護保険への移行
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟(発達障がい)、1歳半(発達障がい疑い)の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	<p><b>【課題】</b> 短期入所の支給決定基準について</p> <p><b>【考え方の解決策】</b> 現行の札幌市の基準では、原則7日/月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア. 介護者の長期不在、イ. 同居者からの虐待、ウ. 利用者の心身の状況が不安定、エ. 施設入所待機の4要件しかない。31日/月の支給決定を受けようとする場合はこれらの厳しい条件があつても良いと思うが、そこまで必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。障発第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日/月という縛りではなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市の支給審査基準に関する課題。(80の見解と同じ)</li> <li>『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。(80の見解と同じ)</li> </ul>	・支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。	主：制度(市域)

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
59 (H26)	今までサービスに頼らないでハード面の整備を行なっていたが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。（相談27）	重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について	<b>【課題整理済】（カテゴリ変更による）</b> ・制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。PA制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。	<b>【平成31年3月20日運営会議】</b> 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。 <b>【令和2年度～令和4年度】</b> ・新型コロナウィルス感染拡大の状況となってしまったため、専門部会連絡会が開催されていないため、課題整理については未実施。 <b>【令和5年度】</b> ・3年ぶりに専門部会連絡会が開催されているが、課題整理については未実施。	主：制 度（国 域）
65 (H26)	日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数のサービスを利用する場合、各月日数一8日（実質23日/1カ月）では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分ける必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きょ予定変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない時もある。（東区）	日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 サービス利用計画が提出されれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。	<b>【課題整理済】</b> 国の協議会的なものに提案をしたい。	<b>【平成31年3月20日運営会議】</b> 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。 <b>【令和2年度～4年度】</b> ・No. 59の記載と同様。 <b>【令和5年度】</b> ・No. 59の記載と同様。	主：制 度（国 域）

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
109 (R1)	中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがない。【南区】	サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。	<p><b>【課題整理済】</b> (2019年7月16日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労事業所で利用者を受入れる場合、障がいに関する情報以外のもの（財産、権利擁護）についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするように工夫している事業所もある。</li> <li>全体的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所やサービス提供事業所等ができるところから行われてきている。すぐに整えるのは難しいが、できる範囲で行うようにしていくしかない。</li> <li>南区地域部会でも引き続き、できることはないか検討を続けていく。</li> <li>各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかもしれない、地域部会連絡会でも情報交換をしてみる。</li> </ul>	<p><b>【令和元年8月21日地域部会連絡会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。</li> </ul>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
116 (R5)	<p>・自傷行為、他害行為について、理解はしているつもりでも驚いてしまう。本人に適した環境をつくれているのか不安になる。(支援者 知的) 【東区】</p> <p>■課題について 強度行動障がいのある方との関わり方にはより高度な専門性が必要とされ、家族や支援者も関わりに行き詰まりや疲弊を感じやすい。関わり方の困難さとともに、支援の必要性の高さに反して対応可能な事業所や支援者が少ないという課題がある。 生活介護やヘルパー事業所も見つかりにくいが、グループホームという生活の場が見つからないことで、生まれ育った愛着のある札幌のまち(札幌のまちや市営地下鉄を愛してやまない方が一定数います)を離れ、見ず知らずの地方での生活を余儀なくされるケースもある。生まれ育ったまちで大人になっても引き続き暮らしていくという、一般的には当然の権利であるはずのことが叶わないという状況について、札幌市の障がいのある人たちを支える体制として重大な課題であると捉えている。</p> <p>■取り組みについて 強度行動障がいについての理解や支援方法を学ぶ機会やネットワークを広げていくことで、今関わっている家族や支援者にとって不安を軽減できたり行動化を予防する関わり等を学んでいくことや、受け入れ可能事業所数を増やしていくことを目指すことが必要と考える。 実際の受け入れ状況について、居住系サービス事業所に対しては相談支援部会にて調査を実施したところだが、それ以外の通所系、ヘルパー事業所については、受け入れ実態の全容は把握できていないものと思われ、同様に調査を実施する価値があるかもしれない。 また、現に受け入れを行っている事業所もあれば、これから受け入れを検討したい事業所もといった具合に、事業所の状況に応じた働きかけや学びの場、ネットワークの構築をおこなっていくことで、受け入れ可能事業所の裾野を広げていけると良いのではないか。</p> <p>■東区地域部会での取り組み予定 東区地域部会においても札幌行動援護ネットワークと連携して研修会を行うとともに、各種研修情報の発信などを予定している。 東区独自での受け入れ状況調査についても是非を検討しているところ。</p>	<p>■課題整理済 ・令和5年9月28日運営会議 課題としては、難しい内容が複雑に絡まっている。当該の先行調査が複数行われており、札幌市でも強度行動障がいに関するモデル事業の取組みがある。既存の取組みについての情報共有を運営会議で行ってから課題整理を行うこととする。</p> <p>・その後の運営会議での議論について 札幌市内で行われている行動障がい、強度行動障がいに関する取組についての情報をまとめるため、東区課題情報整理シートを作成。追加の情報がないか確認をし、整理された情報を元に運営会議の中で改めて取組みの内容、方法、役割等を検討していくこととした。 情報収集・共有については、地域部会連絡会でも行うこととした。</p> <p>・令和6年3月14日 運営会議 ＜運営会議での主な意見＞ ・令和6年2月22日に開催された地域部会連絡会で、新たな情報がシートに追記された。 ・強度行動障がいに関わる事業等については、札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがるが中心となっていることが改めてわかった。 ・様々ある事業などについて、現場全体にあまり周知・共有されていない状況も明らかになった。 ・この課題について、協議会単独で何か取組みを進めるよりも、おがると情報共有や連携をして取り組んでいくということが現実的ではないか。</p> <p>＜運営会議としての結論＞ ・取りまとめた情報を共有、つど必要なところへつなげていく。 ・解決していない課題であることを忘れず、継続的に地域での事例を整理し積み上げていくことを行っていくなど小さな取組を増やしていく。個別ケースを区で整理して発信してもらってはどうか。協議会が解決するだけではなく、協議会がハブになって、関係機関へつなげていくことも協議会として重要な取組みではないか。 ・おがると連携し、情報の共有化は進めていく。</p>	<p>【令和5年度】 ・第41回全体会(令和5年12月5日) 東区から課題が提出されており、運営会議で課題整理、検討していくことを報告。</p> <p>【参考】 ・令和6年度報酬改定において、強度行動障害を有する障がい者等への支援体制の充実として、 ①強度行動障害を有する者の受け入れ体制の強化 ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援 ③行動援護における短時間の支援の評価等 ④重度障害者等包括支援における専門性の評価等などを示している。</p> <p>※札幌市では、令和6年度に札幌版：強度行動障がいを有する児者への困難事例の集中的支援 試行プログラムを実施する予定。</p>		

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
117 (R5)	・言語を発せず、コミュニケーション作りが難しく興奮すると暴力をふるって大暴れして大声を出すのが昼夜間わざ行われる。(家族・支援者) <u>【東区】</u>	・No. 116の記載と同様。	【課題整理済】 ・No. 116の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 116の記載と同様。	
118 (R5)	・自閉症、強度行動障がいの方。噛みつく、髪を引っ張るといった他害あり。親御さんと同居し通所やヘルパー等支援利用し生活している。親御さんとしては、30歳くらいまでにグループホーム等へ自立と考えていたが、市内で受け入れ先が見つからず本来は生まれ育った地域で長年利用している通所やヘルパーを継続し、グループホーム等で生活できればベストと考えているが、叶わない状況。(家族) <u>【東区】</u>	・No. 116の記載と同様。	【課題整理済】 ・No. 116の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 116の記載と同様。	

# 令和5年度札幌市自立支援協議会年間活動報告書

## ＜分冊2 活動整理状況編＞

編集・発行 札幌市自立支援協議会

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/tiikijiritusien.html>

